

第五十五回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

午前十一時六分開会

委員の異動

七月六日

補欠選任

北條 浩君

七月十日

補欠選任

北條 浩君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

藤田 進君

稲浦 鹿藏君

大森 久司君

山内 一郎君

大河原 次君

石井 桂君

奥村 悦造君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

中津井 真君

平泉 涉君

森 八三一君

瀬谷 英行君

田中 一君

松永 忠二君

鈴木 一弘君

春日 正一君

相澤 重明君

佐藤 榮作君

内閣総理大臣

建設委員会會議録第二十二号

昭和四十二年七月十一日

参議院

建設委員会會議録第二十二号

昭和四十二年七月十一日

参議院

大蔵大臣 水田三喜男君

建設大臣 西村 英一君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

建設省計画局長 志村 清一君

建設省河川局長 古賀雷四郎君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

参考人

都市計画協会会長

飯沼 一省君

千葉大学教授

清水馨八郎君

本日

の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(昭和四十二年七月豪雨による建設関係災害に

関する件)

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内

閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を

開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日、片山武夫君が委員を辞任され、その補

欠として高山恒雄君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 参考人の出席要求に関する

件についておはかりいたします。

土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収

用法の一部を改正する法律施行法案の審査のた

め、本日都市計画協会会長飯沼一省君及び千葉大

学教授清水馨八郎君を参考人として出席を求め、そ

の意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(藤田進君) 昭和四十二年七月豪雨によ

る建設関係災害に関する件を議題とし、これより

質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 この二、三日来の集中豪雨で、相当全

国的な大きな被害を出しております。そこで、ま

だ行くえ不明の人たちの捜索もできないような現

状であって、詳細は御報告願えないかとも思いま

すが、全体的な災害の内容、それから規模等、わ

かる範囲において報告願いたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 四十二年七月豪雨と命

名をいたしました今回の災害につきましては、政府は

非常災害対策本部をつくりまして、それぞれ手配

をいたしております。同時にまた建設省といたし

ても、その所管にかかる事項に対しましては、

非常災害対策本部をつくりまして、ただいま

手配中でございます。まあそれぞれの事項につ

いては、局長から御報告いたしますが、まあとりあ

えず私はこの対策、応急対策と恒久対策があるわ

けでございますが、この恒久対策で感じたことを、

この際一言申し上げたいのでございますが、やは

り心配しておりましたように、どうも都市河川、

都市の中小河川に対して手配がいままでは足らな

かった。もう一つは、いわゆるがけくずれの問題で

ございます。これによって思わぬ死傷者がたくさ

ん出たようにも感じられるのでございます。建設

省といたしましては、ことにこのがけくずれの間

題につきましましては、四十年、四十一年、ことしの

災害もそうでありましたが、非常に重大と思いま

して、四十二年の予算折衝のうちに、大蔵省に真剣

にがけくずれ対策の予算を要求いたしましたのでご

ざいます。しかし、一体がけくずれということは、

全国的にこれを見ますと、非常に広範にわたる

し、またその規模等もどういう程度のものかわ

からぬ。なかなか建設省もそれはわかりません

が、大蔵省はさらに不審の念を持っておるので、

したがいはして、まずそれではとりあえず試験的

に一億円の予算をつけよう、しかもその一億円

は、調査を十分進めて、そしてがけくずれ対策を

やろうじゃないかということ、今年初めてがけ

くずれ対策という一つの項目を起しまして、予

算をつけたのでございます。そのやさきに、やは

りそのがけくずれによる非常な災害が起こったと

いうふうに感じておるわけでございますから、

この問題にひとつ将来も注意をいたしたい。

もう一つは、きょうの新聞にもありましたよう

に、天災ではない、人災じゃないかという御

批判もございましたが、これはおそらく宅地造成

の問題であろうと思われのでございます。した

が、いまして、現在宅地造成の規制法がありまし

て、県にいたしましては十九県、市にいたしまし

ては五市の規制地域を指定いたしております。し

かしながら、この規制はやはり緩に過ぎるじゃな

いか、もう少しこういうような災害から見まし

たら、きびしく規制をすべきじゃないかという意見

も、あちらこちらに聞かれるのでございます。か

ら、その宅地造成規制法の運用につきましても、

さらに考慮をしなければならぬのではないかと

かようにいま考えておる次第でございます。被害

の詳細につきましましては、それぞれ局長から答弁を

させていただきます。

○政府委員(古賀四郎君) 台風七号が熱帯性低気圧になりまして、梅雨前線を刺激して非常な豪雨をもたらしました。佐世保、呉、神戸等におきまして多数の死者を出しました。ただいままで判明いたしておるところによりますと、死者が二百三十七名、行方不明が百十八名でございます。合計三百五十五名の人的被害をこうむっております。

なお、昨年の足和田村等の被害におきまして台風二十四号、二十六号の死者は二百十一名、行方不明が百三名でございます。合計三百十四名に上っております。

以上のような被害でございます。河川あるいはがけくずれ等による死者、行方不明が出たわけでございます。非常な甚大な災害をこうむりまして、ただいま建設大臣から御報告がありまして、たゞ建設省にも対策本部を設けて措置を講ずる予定にいたしておりますが、とりあえず被害の概況について簡単に御報告します。

気象概況でございますが、台風七号は、七月八日九時に奄美大島付近で熱帯性低気圧、中心示度九百九十六ミリバールとなりましたが、その後北ないし北東に進み、本州南岸に停滞していた梅雨前線を刺激しました。このため八日から九日にかけて西日本各地で集中豪雨が降生し、特に長崎、佐賀、広島及び兵庫各県においては、九日午後強い集中豪雨により、激甚な被害が発生したのでございます。

ちなみに各地の降雨量を簡単に申し上げますと、福江市で二百五十ミリ、その最大時間雨量は百ミリ、佐世保市で三百八十八ミリ、最大時間雨量は百二十四、九ミリというふうな百ミリ以上の最大時間雨量を記録いたしております。なお、神戸市の最大時間雨量、呉市の最大時間雨量はそれぞれ七十六ミリ、七十五ミリという最大時間雨量でございます。

なお、今回の雨量と短時間雨量の関係をみますと、約八〇％近くはその短時間に降っているという集約的なものでございまして、そのために

がけくずれ、中小河川のはらん等被害が生じたわけでございます。ただいま資料を配付いたしておりますので、それを御参考にしていただきたいと思います。

二ページを終わります。三ページに入ります。建設省の所管にかかる公共土木施設等の被害は、現在まで長崎県ほか二府二十一県に発生いたしております。被害額は、ただいままでの現在におきまして百三億四千九百万円という数字でございます。

その内訳は、公共土木施設でございますが、直轄につきましましては、河川百七カ所、十一億四千五百九十万円、砂防四カ所、一億一千四百三十万円、道路四十五カ所、一億四千五百八十八万円、合計百五十六カ所、十四億六百万円でございます。補助災害につきましましては、六千二百七十七カ所でございます。八十八億二千五百四十五万三千円となっております。合計六千四百二十六カ所、百二億三千二百四十五万三千円でございます。そのほか都市施設につきましまして十八カ所、一億一千七百八十四万円の被害をこうむっております。総計六千四百四十四カ所、百三億四千九百二十九万三千円となっております。参考のために四十二年の累計を七月十一日現在で締めてありますが、合計一万四千八百八十三カ所、二百五十九億一千七百八十一万七千円となっております。これは今年の正月からの累計でございます。

その次の四ページの公共土木施設の被害状況の中で直轄災害につきましまして、特に直轄河川につき書いてあります。九州、中国、中部、近畿、こういう各河川にわたります。警戒水位をオーバーいたしましてそれぞれ被害が生じております。特に初めの六角川と松浦川についてございまして、計画高水位が四メートル七十八センチ、今回の水位が五メートル十センチ。松浦川につきましましては牟田部地点で八メートル七十七センチの九メートル二十センチというところになっておりまして、われわれが計画の対象として考えている水位をそれぞれ五十センチ程度上回っております。

で、非常に危険な状態になったわけでございます。その他各河川につきまして警戒水位をオーバーいたしまして、護岸の決壊等の被害が生じましたが省略させていただきます。合計につきましては百七カ所、十一億四千五百九十万円となっております。なお、これも今後の調査の結果ふえる見込みであります。

その次は直轄砂防の被害状況でありまして、これは木曾川左支川の中津川のダムに洗掘、破損を生じまして一億一千四百三十万円の被害を生じております。

その次は直轄道路の被害状況でございますが、この表でございまして、路線名、それから府県名、被害箇所、被害内容、交通状況——現在の交通状況でございます。それから復旧見込み、被害額について書いてあります。大体において交通はできるというところになっておりますが、一部三十五号道におきまして、迂回路はただいま通行可能になっております。なおこれは直轄管理区間の道路災害でありまして、地方道その他につきましては、ただいま調査中でございますので、具体的にこれは報告の中に入っておりません。これらを合計いたしまして直轄管理道路につきましては四十五カ所、一億四千五百八十八万円となっております。

補助災害につきましましては、各県別の補助災害の被害額を記載してあります。欄の説明でございますが、県名とおもなる被災地とおもなる被害河川と路線名と被害額とあげてありますが、長崎につきましましては八百五十五カ所、十一億二十六万四千円という被害額が出ております。佐賀につきましては千十カ所、二十九億六千五百万円となっております。それから福岡、山口、広島、広島につきましては五百八十二カ所、五億三千二百二十四万八千円でございますが、特に死傷者が多うございまして、これは呉等におけるがけくずれによるものに基づくものでありまして、公共土木施設の被害額は比較的小さうでございます。その他岡山、鳥取、島根、兵庫、兵庫につきまし

ては、三百十六カ所二億八千九百九十四万五千円でございますが、これもがけくずれ等による死者が非常に多かったわけでございます。その他香川、愛媛、徳島、高知、大阪、京都、奈良、和歌山、三重、愛知、滋賀、岐阜、福井、神戸市というぐあいに、被害が広範囲にわたっております。合計六千二百七十七カ所でございます。八十八億二千五百四十五万三千円でございます。この数字も、ただいままで判明した分の報告でございます。今後数字は多くなる見込でございます。なお、おもうる被災地のところの市町村名のところは二重マルにするがありますが、これは災害救助法発動の市町村でございます。

それから都市施設の被害状況につきましましては、島根県、神戸市、岡山県、長崎県、広島県、佐賀県等につきましまして被害が報告がありまして、十八カ所一億一千七百八十四万円となっております。その次に住宅関係の被害状況でございますが、全壊、半壊、流失、床上浸水、床下浸水、一部破損という欄を設けてまして、資料を整理してあります。全壊は五百七十一戸、それから半壊は七百三十九戸、流失百五十一戸、床上浸水は五万二千七百七十七戸、床下浸水は二十万四千七百二十八戸、一部破損四百四十戸、特に長崎、広島、大阪、兵庫等におきまして家屋の被害が多うございます。

それから対策及び措置は、いま大臣からお話がありましたように、それぞれそこに書いてあるように処置をいたしまして、なお災害の復旧につきましては、既定経費の立てかえ等におきまして復旧工事を実施するほか、災害査定を行ないまして、必要な措置を講じたいと考えております。

以上簡単でございますが、御説明を終わらしていただきます。

○田中一君 いま大体の現況わかりましたけれども、建設大臣は、都市災害、都市河川の災害、それががけくずれということが、新しく現象として今度の災害に生じている、こういう報告がありましたが、がけくずれとは、いろいろあると思うのです。がけくずれの定義はどういうぐあいに考

えておりますか。がけくずれというものは何かという事です。

○国務大臣(西村英一君) がけくずれの定義をいふまきめはないのです。しかし実情やより、少数の部落がありまして、その上の山が、あるいはがけが非常に危険だというところ、何かの対策をしなければならぬ、それは、そのがけを修理するか、あるいは家の立ちのきを他に考えるか、そういうことを、大蔵省との話し合ひは、研究していかうじやないか、十分研究して、しっかりとめるようになったら、予算をたくさんつけましょう。まだ私のところも、いわゆるがけくずれとは言っておりませんが、その定義をきめるまでに至っていないのが現状でございます。これからの研究でございます。

○田中一君 おおむね、がけというものは、自然のがけというものは、これは長年の風雨にたたかれて、一応相当の雨量があつても、それに耐えるだけの傾斜を持つてゐるというのが、自然のがけであります。あるいは岩盤が出てゐるとか何とかというところは、危険が比較的小さい。問題は、人為的にがけを築造したものに災害が多いのではないかと、ところから、その定義を伺つておるわけなんです。広島、神戸、神戸は御承知のように三十六年災のときに、あの多くの人命を失ひ、大きな人工のがけが崩壊して、それがとうとう宅地造成の法律を立案するという起因になつたわけなんです。横浜、神戸が。ところで、広島現象は、呉、広島、あの海岸地帯は、大体において自然のがけが相当あります。ありますが、自然のがけというよりも、長年築造された人為的ながけがある。それにまた宅地造成という一つの政府の声におどらされて、相当民間がやっていると、ところがあるのではないかと、そういうところががけくずれになつた原因ではないか、こう思うのです。が、広島の場合にはどういふ現象が、がけの対象としてどういふものがあるか、伺つておきたい。

○政府委員(古賀四郎君) がけと対照いたしまして地すべりというのがありますが、地すべり

は、一定のすべり面、あるいは粘土を含んだとか、地質的な構造によるすべりでござります。がけというのは、一般的にそれ以外のもの、これといふものが、通常のがけと称せられるわけですが、ただいま御指摘の、宅地造成によつて助長されたのではないかと、ことごとござりますが、ただいま現地に調査官を派遣しておりますので、それらの関係については調査いたしておりますので、どの程度がどうであつたかといふことは判明いたしません。また今回の集中豪雨が短時間で集中した、先ほど御報告申し上げたように、短時間で集中したといふことは、土質の飽和をもたらしまして、その安定角が非常にゆるくなりまして、そのためにこわれたといふようなことも考えられます。これらにつきましましては、十分調査を進めてまいりたいといふように考えております。

○田中一君 問題は、自然の傾斜を持つてゐるがけと、それから人為的ながけとの違いが、災害に對するところの抵抗力といふものか、耐久性といふものか、そういうものがあるといふところ、問題があると思ひます。

もう一つ観点を變えて、都市河川といふことになりまして、それはどういふ特殊な現象が見られますか、今度の災害で。これは総理はまだ行つておりませんが、報告は聞いておられるから、総理はかつて建設大臣をやつていたことがあるので、相当この面は詳しいと思ひけれども、どなたかひとつ。

○国務大臣(西村英一君) 都市河川の最近の現象は、やはり何と申しますか、人家が立て込んだといふ一つの現象があります。人家が密集するようになった。川幅をどんどん埋めて、周囲が宅地化したといふ特殊な現象があります。それから、上流のほうでは、あらゆる面について樹木を切る、いわゆる開発が進んだために、非常に流水が速くなつたといふような特殊な現象が、どうしても都市河川には著しく起つてゐる、かように感じてゐる次第でございます。そのために、案外早く

降つた水が下に下つてくる。思ひぬ速さで下つてくるといふような、特殊な現象が起つてゐるといふように感ぜられるのであります。

○田中一君 建設大臣が言つてゐることは、國民はみんな知つてゐることなんです。たとえば、多摩川地帯をつくる。あそこは数千戸の団地をつくる。かつての水田または畑地が、いつの間にか宅地になる。そうしてかつてはたば、それは遊水地であつた、また畑ならば、そこで相当の水の吸水力があつた。ところがあつて大きな団地をつくつた、また奥のほうも人工的な宅地が造成されたために、集中豪雨によるところの水が、その小さい排水路といふか、ほんとうに小川のようなものに對して集中して流れる、こういうことは、しばしばいまでも申し上げたはずなんです。宅地造成をやつた場合に、広域な河川改修をしなければだめだといふことは、多摩川地帯は住宅公園がこの河川対策に頭を悩ましてゐる。どうしたらいいか。そうすると結局コスト高になる、そこまですると。そういうことになつてゐます。住宅政策の低家賃といふことになつてゐる。そういうような現象はもう國民みんな知つてゐます。あらためて二、三年來の水害といふものが都市に集中してゐるというものは、長年の自然の流路、自然の流量といふものを吸収してゐた地域、それが開発といふ名において原形を荒されてゐるわけなんです。当然、そういう現象が来ることは間違いないわけなんです。でありますから、この問題について、現在がけくずれ等の対策として一億円の調査費を持つてゐるといふすけれども、これはむしろ一億円のこの金は、これはもうしつかりと調査費でこれをお使いください、これは当然であります。ただ問題は、人命尊重といふことは総理はいつも言つておるんですが、こういうしつろうとでもわかつてゐる。きよのテレビの対談を見ても、これは人災ではないかと言つて、専門家はこの對しては、自然災ではない、どうも人災くさいといふことを言つてゐるんです。ただ、突き詰ると、いやこれは局部的にそこに大

な雨が降つたんだからこれはやむを得ませんと、こういう答弁をするわけです。自然現象として大きな雨が降つたんだからと、いまでも河川局長も言つてゐる、それじゃ納納しないわけなんです。都市河川の災害といふものは、人工的な、人為的な災害であるといふふうに、國民は考へております。したがつて、ただ単に原形復旧といふような形で、この災害を復旧させるということだけじゃ足りません。どこまでも原形といふのは、原形または改修といふのは、一メートルの川を五メートルにすればいいんだといふのじゃないんです。背後の集中する雨量を吸収するだけの自然があつた、自然があつたんです。かつて、それがなくなつてゐるといふところに原因があるわけなんです。こういう点については、ひとつ総理並びに建設大臣は当然それを原形復旧あるいは改良でやつてゐるんでしょけれども、それに対する総理の態度です。それから、これに對するところの裏づけとしての大蔵大臣の考え方、それから自治大臣としては――来てますか、自治省は、応急の地方債等の出し方をどうするか、これはもう早急にしなければならぬんです。そういう点についての政府の態度をひとつ伺つておきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま田中君もけさのテレビを聞いたといふことですが、私も実はけさのテレビを聞きました。これは天災なのか人災なのか、もちろん私は天災だとか人災だとかきめてかかることが、大体間違つてゐると思ひます。いまの技術をもつてすれば、そして財政的な予算をつけて、そのものが際限なしにつぎ込まれば、これは必ず防げるだろうと思ひます。しかし、いまの国力そのものから申すと、遺憾ながら、非常な記録的な豪雨、集中豪雨に對しての対策としては、現状の河川改修その他のものでは、私は不十分だと思ひます。ただ、知つていただきたいことは、これは政府が全然こういうものについて手をこまねいて何にもなさない、こういうことじゃない、国力相応の措置をいまとつておる。これだけは國民にぜひ理解していただきたい、こういう

ことでございます。

それから、第二の問題として、ただいまここで議論されておりますように、したがって、まず國が先手をつけたものが大河川といひますか、直轄河川、さらにまた、それに続く大河川、いま一番問題が起きているのが中小河川、それから非常な問題がある。この中小河川も最近予算の範囲内で、また予算も、できるだけくふうして中小河川の改修に乗り出すようにしております。この点はもうすでに御承知のことだと思つてます。そこへもつてきて、ただいま問題になるような大都市が形成され、また宅地造成が行なわれる。しかも、それが無計画的なものに行なわれる。こういう点が実はたいへんな問題なのであります。私はいまちょうど田中君の御指摘になりましたように、きょうも閣議で発言をしたのですが、幸いに今回は地方の水害、集中豪雨だと、それでもたいへんな人命を損じている。これがもしも大都会にこういうような集中豪雨が、こういうような災害を起すかどうか、そういうことを想像してみると、ほんとうにぞつとすることです。建設省では、もちろんこれらについての対策は講じているだろうが、十分ひとつ納得のいくような処置をひとつこの上ともやろうじやないか、実はそういう話をしたのであります。ただいまお話になりますように、都市河川といわれるもの、しかも舗装がどんどんできるようになってくると、道自身も川になる。こういう状態でありまして、道から、今後都市に対する集中豪雨、その被害惨禍などは、これはもう想像してもこれはたいへんなことだと思つております。こういう点を、一そう積極的に対策を立てなきゃならないと思つてます。たとえばいままで東京の水害、これは水、水道の水を確保しなければならぬとか、東京を守れという話がしばしば出ております。これも利根川水系を基幹にしてただそれだけが考えられている。しかし、このごろのように都市河川がどんどん暗渠に変わっていく、そういうような場合に、その改良が不十分だと、一体どうなんだろうか、実は私もその心配にたえないのであります。こういう点をも考へて、これから積極的に、いまのようなあらゆる面からのくふうをしていかなきゃならぬ。また、宅地造成の面から見ても、きょうもテレビでいろいろ話をしている。いわゆるがけ下の住宅、そんなものはなかなか禁止できないだろう。しかしながら、ほんとうにこれは危険だといふことはわかるので、これも長い間がけ下に住んでみれば、そのうち自然に大きな木も出てくるだろうが、そんな木があれば、やっぱり家がつぶれるというこゝろもないのだという話も実は出ておりました。私もたいへん関心を持ってテレビを聞いたのですが、ただいまそのテレビの知識だけではございませぬ。私は積極的にやはり私権に對しては、水からは守ることは必要だが、同時に災害が起ると、たいへんその地域社会には迷惑をかけるんですから、それらの点も十分考へて、所有権の絶対でないといふことは、これらについても十分考へていただきたいように思つております。政府の責任はもう果たしてまいります。が、しかし、政治だけではなかなかこういうことはできないんじゃないだろうか、かようにも思ひます。問題の重要性、十分ひとつ認識していただきたい、かように私も考へます。

○田中一君 総理は時間はないのでしよう。いまそういう災害の話が突発事件で出たものから時間がなくなつて。もう二十分ぐらい私に時間をくれませんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) はい、続けてやってください。とにかくできるだけいたします。

○委員長(藤田進君) この際水田大蔵大臣に、いまの予算的裏づけの答弁だけいただいて収用法に入ります。

○國務大臣(水田三喜男君) 災害復旧に対する態度の御質問でございましたが、御承知のように、法律では原形復旧ということが原則になっておりますが、改良復旧もできることになっておりまして、いま再三、こういう災害を起さないようにするために、必要なところはどんどん改良復旧を

やつておる最中でございますが、今後もこの災害の実態に応じて改良復旧というものを多く取り入れていきたいというふうに考へております。

○委員長(藤田進君) 佐藤総理にちょっと私からお伺いしますが、実は、呉市の場合の一例なんですけれども、約一年ぐらい前にすでにがけくずれといひますか、地すべりの様な相があるから、これを予防しなければならぬという議論が起きていたのですが、いまの制度上、予算上なかなかまいりかねたわけなんです。はたせるかな、今回水害の原因にもなつてゐるわけですね。したがって、今後の施策は、内閣とされても予算上裏づけを持った防災対策といひますかね、未然にこれを防ぐといふ、そこに相当なやはり力を注ぐ必要があるのではないだろうか。先ほど建設大臣の災害報告については、この点が若干触れられておりました。佐藤内閣総理大臣のあなたの御所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま委員長の御意見、私もさうに思ひます。ただいま、事故が発生した、その原形復旧、これを主体に考へますけれども、もうすでに予算が許せば予防措置も同時に講ずる、こういうたてまえでございます。また、いま言われますように、事前にこの地域が非常に心配だと、こういうようなものについて、これはできるだけその御要望に沿うように努力いたしたいと思ひます。しかし、何ぶんにも限られた財源でございまして、なかなか御要望を全部満たすというわけにはいきませんが、しかし政府としては、これらの点についても今後さらに努力するつもりでございます。

○委員長(藤田進君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(藤田進君) 土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

○田中一君 土地収用法は二回国会を流産しました。流産というが審議未了になりました。しかし、これは非常に重要法案で、政府の重要法案であると同じように、国民も非常に大きな関心を持つてゐる重要法案なのです。

そこで最初に伺ひたいのは、昭和二十六年に新収用法が制定される以前の収用法は、御承知のように天皇家に關する問題、いわゆる皇室に關する問題、神社佛閣に關する問題、あるいは軍事に關する問題、それから一般の公共の福利施設、こういうことになっておりました。ところが、数次の改正によつて、内容等はあまり変わらなかつたけれども、問題は手続が簡素化され、短縮され、いわゆる強制的な運用の面にだけ改正というものが求められておるといふこの事態は、旧法はさういうまことに強制的な特殊なものに限つての収用権でありましたけれども、この新収用法はさうではなくして、國民の利益を守るといふところに手続その他において十分な配慮が示されておつたのであります。それがなくなつております。今回の改正案も御承知のようにまた収用の手続、収用するといふ意思決定から収用するといふまでの國民の民主的な権利をあと回しにして、まず収用してしまおうといふような改正法の趣旨なわけなのであります。そこで、これはもう質問すれば、必ず憲法二十九条にきめたところのかくかくのものであるから、これはこうでございましてと答弁に尽きるのです。それなら、かつての新収用法の精神といふものはどこにいつてしまつたかといふことについて非常に不安に思つてます。たとえば提案理由の中にもこういうことを言つております。ごて得とか何とかいふことを使つて、そういうものに対してこうした意味の手続上の収用の時期を早めるといふことをしなければならぬのだ。まるで國民といふもの、いや私有財産といふものを、これを当然公共の名において何でも取れるのだというやうな印象を与へている。そこで数次の収用法の改正による政府の國民の私有権に対するところの的確な判断といふものを示していただきたい。

う法律が絶対なものであるならば、私はこういう一つの提案をしたい。すべての公共事業には、いわゆる収用法第三条によるところの三十数事業の個々の場合にはこれはすべて収用委にかける、俗に言う収用法にかける。そうして収用委員会の裁決によって買収行為を行なう、こういうことを行なうわけです。これはたとえば今回の法律ですと、三カ月ぐらいでその土地が手に入るような改正案が出ておりますが、あらゆる手続を踏んでも半年でもって事業主体、要求している、収用しよ

○国務大臣(佐藤榮作君) 鈴木君の言われたとおりだと思えます。これは収用法だけで地価をどうしようかと、それは無理なことでございます。しかし、収用法が持つ一つの意味はある。意義はある。これもやっぱり地価対策の一環として考えられる、かように私は考えております。そこで、いま鈴木君の言われるように、総合的な対策を立てなきゃこれはだめなんだと、また政府自身がこれをつり上げているんじゃないかという御非難ですが、しかし、いまごろになつて、現状の道路だけでいいとか、現状の港湾でいいとか、学校施設、これでいいとか、あるいは住宅がこれでいいとか、こういうものじゃない。政府はそういう公

共投資をどんだんしなきゃならない。そこで、政府がやっぱり土地を買うのが目について見えるのであります。そういう場合に、これは公共投資をまんべんなくやろうとしても、どうも地価は高い、どんだんそれは上がる、またなかなか所有者は、時期もいろいろ考えるので放さない、こういうようなことで、こういう公共投資が非常におくれている。これは鈴木さんも御承知だろうと思えます。私は先ほど田中君にも説明したように、この収用法、これが非常に強権化されることは、必ずしも私は賛成ではございません。しかし、話し合いますにいたしましたが、国民の協力を得るにいたしましたが、やはり万べんなくすべてが公平に取り扱われる、そうしてそこには幸、不幸はないと、こういうようなことで政治はやりたいのでありますし、またそういう意味で公共投資も整備したい、かように考えますので、今回どうしてもこの法律が必要だということでお願ひしておるような次第であります。

○鈴木一弘君 政府がどんどん公共投資をやるということはやめろと、そういうふうに言ってるわけじゃございません。それを行ったから、とめればいまのままでいいかと、それは国民生活に多大の支障を来たすことはわかっておりますから、そういうことを言ってるんじゃないくて、一例をあげますと、たとえばいぶ前にも問題になりました

が、新幹線ができた。私は川崎におりましたんですが、実際市のほうで計画している学校用地が、新幹線ができたために猛烈な高い値段でもって、一けたの単位であろうと思ったのが二けたの単位で買われたということで、学校用地を市のほうの予算としては買えなくなつた。現在その問題で国鉄を追及していくと、どう言うかという、名神高速道路を見てください、あのように膨大な、話にならないような値段で買われては困るじゃないかということが言われている。そういうことが、これは国でやっている事業というふうに、たとえば公団がやりましても、国鉄がやっても見るわけがあります。そうなると、政府がそのような高い値

段で買はんならばいいじゃないか、われわれのはうだつて地価相場を相対的に上げるべきだという声になってくるのは、当然であります。そういうことは、私は一つは政府自身がお上げになっているんじゃないかという、はっきり言えば、事業計画といひますか、新幹線をつくるにしましても、ぎりぎり一ぱいでやる。あるいは今度の名神高速でもそうでありますけれども、土地の利用計画といひますか、その基本法というものをつくつておく必要があるということが、物懸あたりではすでにに出てゐるわけです。物価問題懇談会から、地価対策としては土地利用計画というものを策定して、きちつとやらなければいかぬじゃないか、そういうしなければいけないと言われているのに、緊急で差し迫つたところでやるという形になりますと、どうしてもいまご納得を押さえるというか、事業を遂行するためには、やむを得ず高い値段で買うという、私はそういう面が政府側にもあると思う、追ひ込まれている面が。むしろその利用計画をきちつと立てないでやりになるという——その基本法をつくるということ、土地基本法でもけつこうでございしますが、そういうものをやらないでやるというところに無理があるわけであります。その辺の姿勢を直さないで収用法だけいじるということでは、これは問題の根本的な解決にはならないと思うのですが、その点総理のお考え、

どうでしょうか。

○国務大臣(佐藤廉作君) いま鈴木君の言われるとおり、私も政府間で値段をひとつの相場をきめると、こういう事柄はしばしばあるのでありますから、これはやはり買取に際しまして、こういう点でよほど慎重にやっていただきたい。また、各省の間に十分連携のとれるような方向が望ましい、かように思います。しかし、今回の収用法ができ上があれば、今後は各省間でばらばらに計画を決定するということもこれは防げるのじゃないか、かように思いますが、その点はまず利点だと、かように思います。

次に、ただいま御指摘になりました土地の利用

計画の問題でありますが、これは確かにこの土地の利用計画を立てなきゃいけない、これはやはり地価をきめる上の基本になる問題だ、かように私も考えております。したがって、地価対策としては、やはり利用計画を策定すること、これがまず第一。またこれは都市計画の問題であつたり、あるいは再開発と申しますか、そういう問題であつたり、あるいはまた公共用地としての整備計画の問題であつたり、この利用計画の問題は、公害対策上も実は必要なことになってくるのでありますし、そういうようなあらゆる面、総合的な、計画的な事業として各方面から対策を立てないと、一つだけでこれでもってこと足る、こういうことでは絶対ございません。したがって、今回は収用法、前国会におきましてもいろいろ御審議をいただいたのでありますので、これをひとつまずつくり、また、要望されるように、すでに都市計画法案も内閣におきましては閣議決定いたしておりますので、次々にそれらの法律案を

御審議いただく、かようにいたしたいものだと思っております。

○鈴木一弘君　つまり、その都市計画法、そのほか部分的ないわゆる土地利用に対しての計画とか、法律等ができてくるのですけれども、また、従来からこの土地の問題については、部分的なそういう法律はあるわけです。ですが、一面では私

権の保護のようであり、一面ではそうでない場合もあるというような考えもあるわけです。その点では、はっきりした都市計画法ができるにしても、何にしても、その根本となる考え方をまとめるような法律というものは、私は必要だと思つてゐます。その点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はいま土地基本法というような名前をつけることが望ましいのかどうか、これはまだこの席で責任のあるお答えはできませんが、しかし、いまもうすでにあります農地法、これはもう農村に対する耕地の問題でございますが、こういうもの、あるいは今後予定されるだろう都市計画法その他のものが相互に関連を持

共のために用ひることができ。」と、この明文に明白に違反するものが、そういうものが多分に
行なわれておると思ひます。第一に、公共性の拡大解釈によるこの収用権の乱用ですね、これがあ
ると思ひます。それで、土地収用法三条あるいは各種の計画法、整理法なんかによる強制収用の
対象になる事業ですね、これを分類してみると、
第一にまあ電力、私鉄、ガス会社というように純然たる営利会社の事業のために収用ができるという
ことになっている。それから第二番目は、工業
用水道、下水あるいは工業団地の造成、高速自動車
道路というように主として大資本の利益のために
使われる事業、こういう事業に対する収用がある。
それから第三番目が米軍及び自衛隊の基地の
関係ですね。そして四番目に学校、公園、公営
住宅、一般道路その他直接人民大衆の利用に供する
ような事業がある。大体分類してみるとこういう
ことなんです。そうすると、この最後の項目
を除けば、軍事基地はこれは例外として、収用の
目的と効果が、主として大資本の営利を助けるもの
であつて憲法十三条の公共の福祉とか、二十九
条の公共性というものに当たらない。特に私鉄、
電力、ガス会社なんかですね。純然たる営利会社の
事業のために人民の土地を強制的に収用するとい
うことは、営利会社が取り上げるわけですから、
これはどう考へたつて、憲法のためであつて見
て絶対に許されないものである。そういう意味
でこういう不当なもの、いまだあつたような、
こういうものは土地収用の対象事業から排除し
て、土地の収用の対象事業というものを、厳格に
人民大衆の共同の利益に奉仕するものというこ
とに制限する必要があると思ひます。そう思ひます
けれども、総理はどう考へますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) ちよつと春日君の説に賛成いたしかねます。

○春日正一君 まあ賛成いたしかねますというこ
とは、いま出ておる土地収用法も、結局独占資本
のための大きな財産をつくるために零細な土地所
有を収奪する、それを政府が手伝つてやるという

ことだと思ひます。時間切れるから逃げようと思つても、それは速記録読んでみれば総理の腹はわかるんだから。

そこで、第二点に入ります。第二点は土地の収用、買収にあつては正当な補償が行なわれていない。憲法二十九条三項では、正当な補償というこ
とを公共用地の取得の前提条件にしておる。この
正当な補償の基準について、総理は一体どう考へ
ておいでになるか。続けて私は聞きます、時間が
足りないから、これが一つ。

それから、実際には不動産に対する金銭補償とい
うことが主であつて、生活補償とか営業補償とい
うものはきつめて限られておる。つけ足りみた
いなものになっている。その結果、零細な土地所
有者、その土地の上で営業を営み、あるいは生活
しておつて、ほかに何にも持っていない人た
ち、こういう人たちが、あるいは借地人とか借家人
なんか、一番経済的に弱い人たちが一番大きな打
撃を受けております。土地収用によつて生活基盤
を破壊され、困難な状態に落とされた人たちが、
少なからずあります。こういう人たちは、無理な
ことを言つてゐるんじゃない。先ほど、ごね得の
話もありましたけれども、きょうの生活があつても
できるよつにしてほしいと、こういうことを言つ
てゐるだけですね。ところが、実際にはそれので
きるような補償がされないといふところに、問題
があると思ひます。公共事業のための土地収用に
あつては、被収用者の生活、営業を含めて収用
前の状態を維持できるだけの十分な補償をする、
これが憲法の精神でもあつて、政府の責任でも
あつてと思ひます。この点どうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 先ほどの第一問に對し
て、私の答弁、たいへんそつけない答弁いたしま
したが、私は先ほど言われました、たとえば電気
あるいはガス、こういうものは公共の福祉に合致
するものだと、かように私は考へておるのであり
ます。もしも個人の生活から電灯がなくなつた、
そのことを考へれば、これはたいへんな逆コース
をいくものだ、かように考へますので、電気会

社あるいはガス会社、なるほど大きな事業者では
ございすが、こういうものにもやはりこの権利
を与えていいんじゃないか、この点を私言わな
いで、春日君の説に賛成しないと、あんまりぶつ
きから棒に言いましたから、こういう点を私はもう一
度考へ直していただきたい。いわゆる事業、まあ
共産党の言われる大企業ばかりに私どもは奉仕す
るものじゃない、また、そういう立場でなければ
公共の福祉、共同の利益は守れない、かように思
ひますので、この点は先ほどの答弁について肉づ
けをしておきます。

そこで第二の問題として、正当な補償が払われ
ていない、こういうことでもあります。今度の土地
収用法では、やはり正当な補償、そのもとにおい
て私権が保護される。だから、したがひまして正
当な補償の請求権というものは、今回ははつきり
持つわけでありまして、これは別に大きな地主だ
けではございせん。小さな地主も同様に正当な補
償請求権があるといふことで、十分これは保護さ
れるのであります。また、ただいま御指摘にな
りました営業補償あるいは生活補償等も、その場
所がいままで小さくても企業のよりどころであ
るとか、あるいは生活の本拠である、こういう場
合においてはもちろん考へなければならぬと思
ひます。また借地人、借家人等の権利の保護さ
れることも、これは当然であります。私はそういう
意味で、ぜひ春日君にもこういう点が、せつかく個
人所有を承認してその所有権を保護しようといふ
お考へに立つておられるのですから、この上も
ひとつまんべんなく土地収用で不幸でない、不
幸を見ないようにひとつりつぱに運用をするよう
に御協力願ひたいと思ひます。

○春日正一君 いま総理は、電力とかそういうもの
がなかったら国民えらい迷惑する、非常に公共
性があるといふことを言われましたね。しかし公
共性といふことになれば、とうふ屋でも八百屋で
も、まあ特殊なトルコぶろとかそういう特殊な
ものを除けば、現在営業として成り立つておるもの
は、みんな公共性があるから成り立つてゐるの

です。ただとうふ屋は日本國中一つに独占してな
くてばらばらだ。電力は独占してゐる、製鉄は独
占してゐるというところに問題がある。だから公
共性があるからといって、公共性のあるものを私
的企業が私的企業を収奪するといふことは、これ
は道理から言つても許されない。しかも、た
だいま総理の言うように、電力は、全国一度にばち
と消えるような重大な影響を持つものである。あ
るいは私鉄にしてもガスにしても、非常に大きな
公共性を持つものだとするならば、なぜそれを私
的経営の利潤追求にまかされてゐるか。この問題
を解決せずに、公共性があるから収用していい
といふことは、これは独占資本を擁護する論議で
すよ。その点の矛盾、どう考へますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 電力国営論になります
と、またちよつと議論が横へそれるやうです。か
ら、国営化しろといふやうな、そういう事業者、
これは必要な公共性の高い事業である、かように
御理解願ひたい。まさかとうふ屋を国営化しろ
といふことはおっしゃるまいと思ひますが、これは
一つの社会の通念だ、常識だと御理解願ひたい
と思ひます。

○委員長(藤田進君) これにて暫時休憩いたし
ます。

午後零時三十九分休憩

午後一時四十五分開会
○委員長(藤田進君) ただいまから委員会を再開
いたします。

午前中に引き続き、土地収用法の一部を改正する
法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行
法案を一括して議題とし、参考人より意見を聴取
し、質疑を行ないます。
この際、参考人の方々に一言、ごあいさつ申し上
げます。

本日は御多用中にもかかわらず、特に御出席い
ただきまして、まことにありがとうございます。
ただいま本委員会におきまして審査中の両法案に
つきまして、忌憚のない御意見をお聞かせいた

きたいと存じております。

委員会の進め方といったしましては、まず最初に参考人の方からお一人約十五分ないし二十分程度で御意見を述べたいと、その後委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

まず、飯沼参考人からお願ひ申し上げます。

○参考人(飯沼一省君) 飯沼でございます。

今日、土地収用法等の改正案につきまして……
○委員長(藤田進君) どうぞおすわりのままです……

○参考人(飯沼一省君) それでは失礼いたします。

意見を述べるようにということで御招集いただきました。あまり御参考になることも申し上げかねるかと存じますが、私従来、建設大臣の諮問機関であります公共用地審議会、それから宅地審議会等の審議会に關係をいたしております。その審議会における会議の間で、このたび収用法改正案に盛られておりますような問題につきまして、たびたび建設省のほうに意見を申し上げておたつたわけでございまして、今回建設省から御提出になっております法律の内容、その審議会等における委員の方々の意見の線に沿ひまして案ができておるように思われますので、私どもとしては、この法律が一日も早く成立いたしますことを希望いたしておるわけでございます。

で、今回の土地収用法の改正、いろいろございしますが、そのうち一番大きな問題は、何と申しましても損失補償の額を決定するには、収用委員会の裁決のときの時価によつて見積もるようなことが、現行法のたてまえでございしますが、従来、そのやり方につきましては、私も大きな疑問を持っております。私、東京都の収用委員会のほうにも關係いたしておりますが、その裁決をするたびごとに、今日の制度がいかに不合理であるというところを始終感じさせられておたつたわけでございます。御承知のとおり、日本における地価の値上がりというものは、非常に急激な勢いで上がっております。そうして公共事業の多くは、簡単になかなかできるような小さな仕事でありま

せんので、道路にいたしまして、あるいはまた東京における団地の造成等、数年の時日をかけて初めてこれが完成するとうようなわけで、初めて用地の交渉をいたしました人と、それからだんだん仕事が進んでまいりまして、付近の地価が上がり上がつてくる、その上がつた地価で終わりのほうになりますと補償額を計算しなければならぬというやうなことで、きわめてこれは不公平なやり方と言わざるを得ないと思つたのでありまして、できることならば、何とかこれを公平な算定のしかたに改める方法はないものかということをして、いろいろの審議会等において私も研究をしてまいつたこととでございます。このたび建設省で事業認定の告示のときの価格によつて補償額をきめるということに改めようとしておられますことは、まことに私はけっこうなことだと思つて、被収用者——収用される人の間に不公平をなくすることができるといふことがこの改正案の一つの利点であらうと思つております。

それから第二には、多額の公の費用を投じて施行いたします公共事業、道路にいたしましてあるいはまた住宅、団地の開発にいたしまして、その事業の結果、その付近の地価が上がつていく。開発利益と申しますか、起業利益と申しますか、そういうものが出てきます。出てくるのであります。それを今日の収用法では土地の所有者が勞せずしてそれをふところに入れることができる。土地の所有者がそれを独占してしまふ。これは私は世の中の制度といたしまして、決して適当なものではない。やはりそういう開発利益は、起業者に還元せらるべきものである、こういう立場からいたしまして、今回の事業認定の告示のときの価格によつてという方法は、現行の制度よりも、はるかに合理的な方法であるといふことを私は考えるわけでございます。

それから第三に、このように、事業認定の告示のときの価格によつて補償額を算定するといふことにいたしますと、私は、この結果、事業の促進に役立つのではないかといふことを考えます。い

ままではとなく土地を収用されるほうは、大体人情として喜んでおるわけではないのであります。して、できるならば、何とかいろいろ理由を述べましてぐずぐずと、ことばは悪いかもしれませんが、引き延ばす方法を講ずる。引き延ばしさえすれば、決して土地所有者は損はいたしません。引き延ばせば引き延ばすほど、事業がおくれます。と、土地は値上がりをするわけでありますから。どうも今日の制度では、そういうやうな点からいふ欠点をこのたびの改正案は補うことができ。それを改めることができる。こういうやうないろいろな利点が、今回の改正案にはあるように思われます。これが一番大きな今回の改正案の問題となる点であります。そういうやうな意味から、私はこの事業認定の告示のときの価格、原則としてこれでいくという方法が、現行制度よりもはるかに合理的な方法であるといふことを考えます。

それからその次にちよつと目につきます問題点は、土地細目公告手続といふものをこのたび廃止されて、事業認定の手続にこれを合併されたといふこと、それからまた、現行法では協議が不調であるとかあるいは不能であるといふことでなければ、裁決申請をすることができなかったものであります。が、今回の改正案ではその制度をやめられ、別に協議不調とかあるいは協議不能といふことがなくても裁決申請ができる道が開かれたのであります。これは一つには手続の簡便と申します。か、手続をむだを省いて必要なものだけにとどめるという意味から申しまして、この二つの制度、土地細目公告手続の廃止それから協議、現在の法律四十条でありますかの協議を廃止されたこと、これも私はそういう意味でけっこうだと思つて、とかくいろいろの公共事業がおくれているといふことが、世間の非難のあるところでありまして、できるならば世の中の進歩におくれないうちに、土地収用の手続も迅速に敏速に行なわれることが必要であると思つたが、そういう点か

ら申しまして、これらの手続を廃止されたことを私はけっこうだと思つて、ことにこの現行法が協議の不調または不能といふことがなければ裁決申請ができないといふことは、一方、この土地所有者の側から申しますと、引き延ばしにこれが非常に利用されておる、悪用されておる。まだわれわれは協議をしたいのだと言ひながら、なかなか、しかし用地係の人が参りまして協議がととのわぬ。いつまでもそういう状態が続きます結果、裁決申請がおくれるといふことで、今日まで用地問題の片づかない原因が、一つは私はそこにあったんじゃないかと思つたのでありまして、そういう意味から申しまして、これらの手続が廃止されたこと、これも私はけっこうだと思つて、

ただ、ここで注意しなければならぬことは、何かいかにこのやうな改正をして、そうして土地所有者に対して不親切になるではないかという、また法律を運用しますほうでも、法律がこうなつておるからこれだといふんだというやうな考えを間違つて起こさずにはならないといふことを考えます。起業者のほうとしましては、どこまでも懇切丁寧に、十分にその事業の内容を説明しまして、そうして納得を得て、できるならば話し合ひで問題を片づけるといふことが必要なのであります。まして、そうでありませんと、とかく土地所有者の側としましては、いかにもお役所が不親切だと、十分な説明もないといふやうなことを思ひがちでありますから、そういうことがないやうに、この法律をこのやうなふうに変更するに注意は、一そうお役所のほうで起業者に対して注意をされる必要があるのではないかと思つて、収用委員会等におきまして、よく起業者と土地所有者両方来てもらひまして話し合ひをしてもらふのであります。が、土地所有者の側におきましては、お役所へなかなか出かけていくといふことがおつて、うであります。また、説明を聞くと思つても、なかなか聞かれないといふ点があると思つて、起業者もしくは役所の側としては、親切に十分に話をして、できるならば納得をしてもらつた

とかく役所といいますが、起業者といいますが、それと土地所有者の間双方にお互いに不信感があるということが、用地問題をこじらせる一つの大きな原因になっているように思います。土地所有者の側から申しますと、十分な説明を聞こうと思つても、なかなかしてもらえない。また交渉に来る人が、来るたびごとに変わつてゐる、言うことが違ふというような不満の声を聞くのであります。この点は、このたびの法律改正に伴つて、一そう御当局においてその点を御注意いただくことをお願いしたいと思ひます。これが第一の点でございます。

それから第三の問題、このたびは、この改正によりますと、権利取得裁決とそれから明け渡し裁決、二つこう分離されているようであります。これは、最初の補償金額算定の方法の改正等に伴って、それに伴って土地所有者の権利保護の必要のためにこのような制度がとられたことと思ひますが、これもけっこうなことであります。けっこうなことでありますが、ただ懸念せられますことは、かような改正によりまして、収用委員会がたいへんに忙しくなるのではなからうか。これはまあやってみなければわからんことでありますけれども、収用委員会の仕事が非常にふえるのではなからうか。そうして、現在の組織のもとでは、はたして十分にできるだろうかどうだろうかということ、私も、私ども懸念をいたします。これらの点についてはひとつ将来、建設省におかれましてお考えを願ひたいところでございます。

東京都の実情を申し上げますと、大体今日、四十一年は七十二件の件数を処理いたしております。おそらくことしも、四十二年も同様であろうと思います。月曜、木曜、一週二日、この委員会を開いて処理いたしているようなわけであります。

だいぶ時間がたちますので、大体私の申し上げたいと思いますことは、以上のような点でございます。なおまたお尋ねによりまして私の考えを申し上げさせていただきます。

○委員長（藤田進君）　ありがとうございます。続いて清水参考人にお願いたします。

○参考人(清水馨八郎君) 清水でございます。今日は、国会のこういう席上で私見を述べる機会を得ましたことをたいへん光栄に思つて参りました。とは申しまでも、急に呼び出されましたので、十分条文をまだ勉強してないのであります。が、改正のねらいというようなものについては、大體理解しているものであります。それから派生する非常にこまかい問題、それから技術的な問題については、一切触れないことにいたしました。この改正案の背景となつた理論的な根拠というか、地主とは何であるか、私権とは何であるのか、土地の補償とはどういうことなのかといったような、現在の土地問題の核心に触れたような問題点について、私の私見を述べさせていただきます。

話が変わりますけれども、昨日の集中豪雨は明らかに私はあれは土地問題である。東京付近における宅地災害について、私はすぐ飛んでいって調べて――昨年の川崎の灰津波は、確実に地価の暴騰に対する地主の欲ばり、そういうものが殺人を犯した。今回の遠因を考えますと、地価が暴騰する、そしてそのあばれた地価に対して宅地を開発しなければならぬ。その逃げ惑って山に上がり傾斜地に上がる、そして国土を容容しておるわけがあります。平野がまだないわけではないに

第二点は、従来の旧法と比較しますとどこが違ふのかと申しますと、前のはうは地主の利益というものを中心的に考えている。だから近隣の、近傍地の取引価格に相当な価格でこれを補償するとか、相当な価格で補償するというようなことが書いてあるわけですね。これではごね得は当然起るわけであります。ところが、今度の改正は起業者側に立っているということであります。公共の利益を中心に考えておる。この意味でつまり地主サイドであるか起業者サイドで収用法ができているかという点では、一歩前進だと思ひます。

それでは問題になるのは七十一條から三條にかゝる裁決時から事業認定時に変わったということとあります。この時間的なズレをここでとめたということなであります。つまり時間的要素というものが「時は金なり」であつて、地主には非常に有利になり、この時間的觀念をここにつけ加えてとめたということなであります。ところが、この条文を見ますと、やはりまだ「相当な価格」というような字句を使つておりますし、その後の物価の変動による修正を加えるといったよう

他人の幸福を奪っている、個人の欲ばりといううなもの、で他人の幸福を奪っていいものだろうか。その社会的責任を、むしろごね得なんというものでなくて、ごね損になるのだ、そうでなければならぬと思うのであります。庶民が税金を納めるようなとき、それを滞納すれば必ず追徴金を取られる。マイナスになる。そのように反社会的な行動をとった人は、ごね損になるというような積極的なものであってはしかなかったわけでありませう。

その次に、今度この改正案の成立によつて犠牲者があるかどうか、被害者があるかどうか。私は

ゼロだと考えます。だれもいないのだ。もしその犠牲者とは何かというならば、もうけそこなうということが犠牲者ならば、そういう人はいいます。もうけそこなうわけです、期待的な大きな価格に對してもうけそこなうということが被害者と言うならば、被害者と言ってもいいわけですが、この法律の一番最初に損失補償の規定と書いてあります。なぜそれが損失になるのであるか。犠牲とは何であるか。少しも犠牲になっていないわけでありません。つまりこれは周辺地価がどんどん上が

る、先に売った者が損をするんじゃないかといううな、つまりもうけそこないは相対的な被害であつて、絶対的な被害者ではないわけでありまして、したがって、いまだ土地を収用されたがゆえに致命的にどん底に追いつたような運命を招くかどうかであります。こういうことを聞かないのであります。なぜそれでは損失ではないかと申しますと、私は地価というものが、いま世界最大に日本は高いのだということが第一点であります。その次は、その地価というものを生み出したものが何かと申せば、それは自分の努力ではないわけでありまして、したがって、損失ということでは考えられないわけでありまして、外国を回つてきた人、あるいは外国の学者が日本の土地を見て二度びっくりするわけです。それは地価が世界一高い、こんな国はない。それならば地価に対する政府が相当手を打っているはずだと思つたが、全く無策であります。つまり二度びっくりするわけですから、最高に高くて、世界一高くて、地価に対して何らの手を打つてない。地価だけが先に進むから、日本は地価先進国である。それだけ言えるのです。国家は国民と土地によって成り立っている。その国家の意思が、主権が国土に及んでいない国は珍しいと思つてあります。国民の代表たる、主権たる国家が、国土に何の力も持てないような国はきわめて珍しいのであります。日本では土地の上に地主という王様、そして領主がある、主権者がある。それは地主になつておるわけですね。国家は手を出せない。日本ほど政治が土地地主に侮辱されている国家はないと思つてあります。変な言い方をすれば、国家がなめられてゐる姿はないと思つてあります。国家は、国土というものは日本の土地であつても国家の土地ではない。戦前は国家が土地を上から押さへてゐた。戦後は国家が力が弱くなったから、地主が前面に出てきて、国家よりも高い神聖で犯すべからざる地位を占めてしまつた。そして政治とは、土地を治める者が天下を制する時代であることは明らかであります。水でもない、道でもない、土地を治

める者、国土を治める者が天下を制する。政治とは土地をいかに治めるかということでありまして、けれども、いまの日本の政治には、土地を全然治めてないという意味で、国政はあつてなきがごときだと思つてあります。国が社会のために必要な土地を収用しようとしても、その一つですら満足に収用できないような国では、これは国家が目的と同じであります。だから、この収用法の目的は、その精神に沿つて巻き返した国土への主体性の確立であります。それは権力でないかと言われましても、それは戦前のような時代には、権力かもしれせんけれども、民主主義の現代、国民の選んだ国家といふものは、政府といふものは自分たちのあれですから権力ではない。こういう意味で、国民の主体であるこの国が土地に手を出せるという一つのワン・ステップであると思つて私は賛成であります。

次に、国民の財産を強権で取り上げるのはもつてのほかだといふ意見がありますけれども、一体国民とは何であるか。国民とは大多数の人を国民と言ふべきであります。ところが、地主といふものを調べてみますと、国民の五割であります。そして土地のないほうの国民がいまや九五割であります。東京なんかの場合四割であります。政治とは、最大多数の最大幸福のために働くことなのであります。土地問題は、土地を持たない国民のために土地制度は考えられるべきだと思つてあります。従来の土地制度は、とにかく、なぜ地主をそんなに保護しなきゃならないのか。一生懸命で地主の保護といふだけを考えているかという逆に私は問ひたいのでありますけれども、なぜそれほど地主を保護しなきゃならないのか。それは、明治時代には保護しなきゃならなかつた理由があるわけですから、それで富国強兵でやつて、それで日本が強くならつたわけでありまして、いまや地主を保護するといふことが国家のためにそれほどなるかといふことなのであります。時代が変わつていくわけでありまして、土地を持てゐる人の利益をい

かに保護するかに、国がいろいろな行政、財務省みんな協力してゐる。土地を持たない人の利益をだれも保護してゐない。このままでいきますと、土地を持てゐる有利な国民はいよいよ有利になり、土地を持たない国民はいよいよ不利になつてしまふんじゃないかと思つてあります。現在地価は十年前からいよいよと、十年前に私の計算では、国民の、国としての所有地を除くと二十兆円ぐらゐあつた。それが十年後の現在二百兆円になつておられます。つまり百八十兆円はそこから生まれたか、物価とは比較にならないほどの上昇をしてあります。それは地主の財産を不当に増加させたわけでありまして、これがインフレやいろいろなものを、外国に輸出することができないものが生まれて、それがだれかに入つてゐる。したがつて、地主はどれくらい財産の膨脹を来してゐるわけでありまして、それを国家が今度は収用する場合に、国民の税金をもつて収用する。そしてこれらの開発をすれば、開発の利益がそちらに収奪されるわけでありまして、二重、三重の利益にあずかるわけでありまして、収用といふことが地主の権利を奪うのならば、それが国の権力の乱用であるかどうか、そういう意見がありますけれども、なぜ地主を守らなきゃならないのか。その反対側でいへば、一握りの地主の財産を守るために、何十万、何百万の全国民が家がなくなつていくことになるわけでありまして、

なまけてゐるほうが土地を持って、使わないで、なまけて何にもつくりたくない、荒らしづくりでもやつてゐるほうが大金持ちになるといふ逆の現象が生まれてきたわけでありまして、つまり、土地といふものは、基本的に不平等で出発してゐるという、ここに問題があると思つてあります。私はそれを、土地所有の不平等で出発してゐるんだ。だから国家はこれを公平に配分する役割があるんじゃないか。だんだんとそれを国民大多数が幸福になるようにそれを持っていく、それが民主主義じゃないかと思つてあります。いますぐ取れといふのじゃなくて、本質的にそういう出発をしようとしたところの問題があるわけでありまして、

そこで、本法律の施行によつて、この問題は土地を取り上げるとかといふようなことが出てくるわけでありまして、土地問題とは何であるかといふことを、どうしてもみんなが考えなくちゃならなくなつてきたわけでありまして、地主とは何であるか。私権とは何であるか。これが私権を束縛することになるのだろうかといふような、この法律といふものが出てくることによつて、この土地問題の基本的理念を考へる一つの問題点が与えられた国民も国家も、官民一体となつて土地とは何であるかといふことをどうしても考へなければ、こういう法律は出ないわけですね。あとで附帯決議があるように、そういうことを次々にやらなければならぬとすれば、ここに土地理念、土地哲学といふものが全面的に出てこなければいけません。

そこで、私が考へるところの土地理念というのは、次のような四つのことを提示すればすぐわかると思ひます。土地とは何かといふその次は、土地は何のためにそこに存在したのかといふことな目には地価とは何かであります。こういうことを突き詰めていけば、子供にでもわかると思つてあります。

そこで、私が考へるところの土地理念というのは、次のような四つのことを提示すればすぐわかると思ひます。土地とは何かといふその次は、土地は何のためにそこに存在したのかといふことな目には地価とは何かであります。こういうことを突き詰めていけば、子供にでもわかると思つてあります。

つまり、土地とは何かといったならば、それは国土の一部である。不動産である前にそれは国土なのであります。個人の財産である前に国家の財産である。ところが、日本ではもう初めから土地といわないで不動産というのです。不動産というものが最初にあるはずはないのです。国土があつて土地がある。その一部が不動産になる。したがって、不動産研究をやるその前に土地研究をやるべきである。また不動産鑑定評価制度があるが、これも土地鑑定評価と考えるべきだ。ランドプライスを評価するのでなく、ランドバリューを評価すべきであつて、初めから土地は不動産の財産であるという見方をしてゐるから混乱するわけだ。外国ではそういう不動産ということばはないわけでありませう。不動産ということばが当てはまるならば、それは国家だけだと思ふのです。国家は永遠ですから。それは国家にとつては不動産の財産であるけれども、個人は次々に死んでいくから、不動産の財産であつたら、これはもう成り立たないわけでありませう。

次に、土地は何のためにそこに存在するか。それは私は利用するために存在するのだと思ふのであります。利用によつて初めて富が増大する。土地といふものは財産のために存在するのではなく、富の保持のために、それが所有されるためにそこに存在したのじゃないという前提で、あとでいう土地利用論といふものが出るわけでありませう。次に、土地の私権とは何か。土地の上の価値といふものは、すべてそれを所有してゐる人のものであるかどうか。現在は千円土地が一万円にたちまちあつた。それを全部個人分として国家が守らうとする。ところが、それはほとんどが社会分なのであります。個人分は一、社会分は九、ほとんど不労所得であります。それを一生懸命で守らなければならぬといふことはあり得ないわけでありませう。憲法でもって私権を守ると書いてありますけれども、憲法の中に土地が私権であるとはどこにも書いてないわけでありませう。国土、

国民、国家で成り立っている、日本の国家でありながら、ランドという字も、国土という字も一つも出てこないで、憲法二十九条にこつ然として、私有財産は守るんだと書いてある。どうして土地が私有財産なのかということには、全然結びついていないわけでありませう。

それから、地価とは何かと申せば、いま言つたような、ほとんどが不労所得で成り立っているのだから、ほとんどが虚栄の、幻想の価格なのであります。ランドバリューではないのです。ランドバリューといふのは、その土地の真なる価値だと思ふのです。それを利用して国家が発展する価値である。それに対して欲張りだとか、投機だとか、さまざまものが入つたランドバリューを地価といつてゐる。それで近傍地が実際に売られてゐる。だからそれに従つた公正な値段というやうなことがあつてはならないと思ふのであります。地価形成のメカニズムを見ますと、もう経済合理性は全然働いておりません。需給均衡の法則ではないといふ意味で、私は商品ではないと思つてゐるわけでありませう。もし商品ならば、需要が全くなければ下がるはずでなければ、現在需要がゼロなのかかわからず、地価はどんどん上がつておゐる。たとえば駅前のようなところは、需要が全然ないわけでありませう。羽鳥駅でも何でも、全然需要がないにもかかわらず地価は上がつてゐる。供給が加われば地価は下がるかといふたら、埋め立てをどんどんやつてゐる千葉県のこつちのほうは、供給を幾らやつても上がる一方なのであります。つまり商品ではない。商品でないものがなぜ売られてゐるのか。これは売買されてゐるのじゃないで、譲渡だけで、譲るか譲られないかというだけの話であります。供給すれば地価が下がるという見解から、政府は一世帯一住宅、大量供給すれば下がるのだと考へておるのではありません。一世帯一住宅のために何億坪の土地が必要なんです。その土地を一体どうやって……供給する前にまず需要が起るわけですね。だから持つておる人から譲つてもらわなければならないとい

うので、供給するといふことは、つまり需要を起すといふことですから、結局、供給するといふことはあり得ないわけでございます。一体、供給し終つてしまふば、それじゃ下がるかといへば、これは貯金通帳ですから、貯金通帳は下がりつこないのです。売るために元来日本の土地といふものは、みんなに持たせたものではないので、すから下がらない。したがつて、こういうことばが、いま売つては損だといふ観点なんでありませう。ほとんど上がらぬ。こんなばかげた上がることではないわけでありませう。したがつて、いま売ればかはない、もらいが少ない。土地所有者のこじき根性がある限りは、得というものは当然あるわけですが、そういうものは日本の土地態勢というものが、時代が変化してゐるにもかかわらず、態勢が全然くずれないのです。ばかであらうと何であらうと、土地を持つてゐるならば……土地に国民が執着するのは当然であります。

こういうわけで、結論的には、やはり私権を制限する、その私権とは何かといふと、決して私権ではないわけでありませう。千円のものが一万円になつた。その九千円分、それを取り上げるのと同時に、それは私権であるはずはないわけでありませう。結局は、地主といふものをどう考へるか、土地所有者といふものを今後どう考へるか、その核心をつかない限りは、土地問題は絶対に解決しないと思ふのであります。それで基本的には、この地主といふものをつかなければいけないにもかかわらず、地主を全然つかないで、そのまゝでワーワー言つてゐるものが、現在までの制度だと思ふのであります。それでたとえば開発者、起業家、鉄道、公団が高い土地を買つて——買ふことは庶民にしわ寄せられます。そうして近郊に住宅公団がつくり、あるいは都営住宅をつくり、そんなものがきたら学校を建てなければいけない、ごみ処理をしなければいけない、たいへんだ、団地はごめんだ。この辺でけんかしてゐるのは、みんな被害者なんです。学校を建てるために高い土地

をまた買わされてしまふ。そこで自治体は政府に向かつて、起債をふやせ、補償金をふやせ、政府は何をまごまごしてゐるのだといふことになる。政府は政府でもつて、上からは今度宅地造成規制法だとか市街地造成法だとか規制してゐる。だれもこれに手をつけないわけですね。みんなまわりをうろろろしてゐるのです。国は何をしてゐるかといつたら、法務省は五割の地主をいかに守るか、つまり全国民は大部分は非地主である、地主以外はどうあるべきかといふ考へ方からいつて守つておるわけですね。だから、そこに入り込めばそれはどろぼうにされてしまふ。どんな反社会的な行為をして、とにかく厚く守られてゐる。税務署は、ほかのものがそのまゝ評価するのにな、実際よりずっと低く評価される。なぜ地主はそんなにかわいがないかといふ問題なのではないかといふ問題があります。いまや数万円の近郊ひびりが丘の土地が、市が何かやる時には固定資産税の評価は千円ぐらゐです。そうしてそれを今度買収していくと八万円だ、こういう矛盾がある。税務署がこれを保護してゐる。したがつてこの問題は地主の問題であつて、自治体なんかは財政を圧迫するといふやうな問題も、組織体が非常に貧乏するのです。ところがだれが得をするかといへば、地元は全然困らない。地価総額はたいへんな上がり方で、地主と市長なり市議員なりがみんな得をしてゐる。あるいはまた組織体になると、学校がきて困るのだ、団地がきて困るのだといふながら、個人はもうかつてゐるわけですね。個人がお金持ちになつて組織が貧乏になるという、だから全部被害者なんです。被害者であるから、加害者をつかなければだめだと思ふ。そこで私たちは、地主とは何であるか、いまのような明治時代のままでいいのかどうか。現在の日本の国民の八〇％は昭和生まれになつてゐる。明治は五割、大正が一五割。大體明治的な制度やいろいろなものがあつてずっと支配されてゐる。そこに何か割り切れないものがあるわけでありませう。そこで、私は土地所有には三つの義務を課さな

ければいけない。義務がなくてただ土地を所有とされているから問題が起こるのだと思う。その三つの義務は、納税の義務と収用の義務、利用の義務だと思ふのであります。納税をする義務、土地を持つには納税の義務、それから収用権に応ずる義務と利用の義務であります。こういう義務という觀念が全然なくて、ただ土地とは財産として所有すべきものであると、したがって土地は利用されたがっている。ところが所有がそれを拒んでいる。利用と所有との戦いが、現在の土地問題であると思うのであります。この狭い国土で土地を持つということとは、非常なたいへんな責任を持たなければならぬことだと思ふのであります。一般商品を持つのと違つて、テレビや電気洗たく機を持つのと違つて、それがほかの人に迷惑をかけるという、反社会的なことになつてしまうと、殺人を犯す機会もあるというわけでありますから、商品とは違ふわけでありますから、特別な責任体制をとる。その利用の義務が完備しておりさえすれば、これはたとえば市街地開発地域だときめられて、それを農地のままにしておけば、それは非計画的な未利用であるから、その責任を何か果たさなければいけない。それで未利用税をかける意味が出てくるわけであります。空閑地のまゝころがしておく。不在地主にしておく。ほったらかしておいてもいいのだ、法務省が守ってくれるのだというような者には、これは空閑地税をどんどんかけるべきであります。五十坪ぐらいの宅地はいいけれども、一千坪や二千坪の宅地を持つ者には、ぜいたく税を取るべきである。全部の國民が五十坪ぐらいの土地を持って、それで初めて健康的な生活ができるという中で、私は憲法の中に平均宅地権というものがあつてもいいと思うのであります。これは国土の一、二割で足りません。國民二千万世帯がみなこの宅地を持つてもです。現実にはほとんどの國民が土地に足をつけてないわけでありません。だから、それを千坪持ちたがれば、累進的にその責任を果たして持てばいいわけです。規模的な累進税。それから長く遊ばしておけば遊

ばしておくほど金を取られる、税金が高くなるといったような利用の義務ということが一本筋が入れば、利用しないで長い時間遊ばしているという土地は、時間的・空間的な累進課税というものによつてどんどん流通を始めます。いま売るばかりというような考え方は出てこないわけであります。ところが、この法令によつて収用されると、収用されなかった人は今度は利益を得てしまう。こういう不平等に対しては、開発利益の調整という意味で土地増価税とかといったようなものを取るとか、次から次へとそういう手を打たなければならぬわけでありますけれども、これに対して土地についていろいろな国家が手を出されるのは憲法違反だというならば、米価をなぜ規定しておくのか。米価という一つの昔もつと自由化していいかと思うものを、こちらのほうは不自由化しておいて、土地のほうだけを、もつと先に不自由化しなければならぬものを自由化しているわけであります。米価審議会以上にこの地価審議会が必要である。現在でとめられるべきだと思ったら、つまり現在でストップをかける。ストップをかけますとそれが損をするのか、得をするか。損をする者はだれもいない。もうけそこなう人はありますけれども、損をする人はいない。そういう手が打てないということは、それは国民にとっては理解に苦しむわけであります。

私は十年以内に土地問題は解決すると見ております。どういう点で解決するか。それは土地の強権発動か土地の革命だと思つてあります。この点、政府は何らかの手を打たなければ——いま戦後のベビーブームで大ぜいの青年が大学の門をくぐつておりますが、彼らは住宅難だといって、いろいろなそういう階層の青年が学校にくるのに、二時間も三時間もかけなければ都心に通えない。土地は幾らでもあいている。その不平等というものをものあたりに見たときに、彼らは何をするかわからないと思うのであります。つまり十年もこのままにしておいて無限に地価が上がつていったならば、必ず革命が起こるのじゃないか。革命が

起こらないまでも、何党が天下をとっても政府が被害者になる。予算さえふやせば住宅問題は解決するのじゃなくして、土地をふやさなければ住宅問題は解決するわけではないのですから、結局何党が天下をとっても、土地に対しては強権発動以外にないのであります。それを蛮勇というのかどううか、私は当然のことだと思ふのであります。

以上によつて、私はこの法案には賛成であります。が、非常にまだ弱いと思ふのであります。しかし、いま言ったような土地の問題を真剣に考えざるを得ない。そういう意味で、これはまだ未熟な法案でありますけれども、その突破口になるのじゃないか。そういう意味で附帯決議がたくさんついているようなことは、どうしてもやらなければならぬ、やらざるを得ないようなところに追い込められていくという意味で、私は賛成であります。

以上、失礼いたしました。

○委員長(藤田進君) 以上で、参考人の方々からの意見の陳述は終わりました。

これより参考人の方々の御意見に対する質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 飯沼さんね、あなたこの収用された土地の近傍の土地の価値の騰貴という、収用された土地の近傍の隣地の値上がりというものに對しては、清水さんは開発利益の税金取れということを言っている。あなたはこういう考えなんですか、それに対して。

○参考人(飯沼一省君) 私はいまお話の土地に生じました利益は、これはやはりあるいは税制の面において、あるいは受益者負担という負担金の制度を活用しまして、当然一定の負担をかけるべきものだ、そういうように考えております。

○田中一君 道路法には、たしか受益者負担の制度があったように記憶しておるのですが、今日まで道路法で、いわゆる道路ができたために受益者の負担金を取った例は、いまだありますかね。

○参考人(飯沼一省君) 私、道路法のことにはよく

承知いたしません、同じ規定が都市計画法にございます。都市計画法の受益者負担は昭和の、あるいは大正の末かもしませんが、この間の戦争前まではたいへんたくさん適用されて、あるいは道路でありますとか、あるいは河川、公園、運河、最も特異な例としては大阪の地下鉄、あれなどにも都市計画法による受益者負担の規定を活用しまして負担金を取っております。たくさんございます、内務省令でその規定をつくりまして、終戦後になりましたとどういう理由か私よくわかりませんが、多くのものが廃止されて、まあ下水道でありますとか、あるいは埋め立て等についてある程度適用されておるかと思えますけれども、今日までまだあまり戦前ほどは活用されておらないようであります。私はやはりそういう規定がせっかくあるのですから、これを適用なすつたらいかがかと思っておるわけでございますが、ただ、なかなかどうという利益を得ておるかといううなことの認定がむずかしい、こういうお考えがあるようであります。むしろ、これはむずかしい問題でありますけれども、しかし、その取ることがきわめて合理的な方法でありますから、むずかしいものは私は研究をしていただいて、妥当なところでひとつ取っていただいたらどうだろうか。ことにこういうような制度が、収用法の改正ができた以上は、その点についてもお考えを願うべきものではなからうかと考えております。

○田中一君　現在東京都で取られている都市計画税、あれはやはり一種の受益者負担税なんですか。

○参考人(飯沼一省君)　都市計画税は、あれは私は税金だと思えます。受益者負担というのは負担金、また別な法律上の系統に属する制度だと思えます。税でありますれば、もう住民一般から取る。用途ももっと広いものに使えます。しかし、負担金となりますと、道路の負担金ならばその道路工事だけ、そして道路工事の費用以上に取つてはいけない、かける人は特別な人だけ、こういうことになりますから、あれは私は都市計画税は都市

計画税、負担金はまた別な負担金の系統でいくべきものだと考えております。

○田中一君 かりに道路、受益者負担というものを取るとしてもですね、自分はそこに農耕をやっているんであって、道路を何にも利用いたしませんと、また道路があるために、自分の農地が排気ガスその他でいためられて損失ですという様な場合にも、そうしたことがかりに取られるとすればですね、これは道路の受益者負担という面から見ると、逆に道路をつくったために、自分の作物の補償をくれというケースもあらうかと思ひます。そういう点はどうお考えになりますか。

○参考人(飯沼一省君) お話のとおりだと思ひます。昔からそういう議論がございます。かえってほこりを立てられて、周辺の農地にとっては受益者にならずに受損だという様な話をよく聞きます。そこで、私も考えますのは、それは市街地とすべき場所か、あるいは農地としてそこに置くべき場所かということ、まずきめなければならぬ。そこで、私も宅地審議会では、土地の利用計画というものをまずおきめなさい。そして、市街化すべき区域、市街化すべからざる区域、はつきり区別をつけて、市街化すべからざる区域ならば、これは周辺が農地でありますから、当然受益者負担の問題にはならない。市街化すべき地域において、初めて市街地道路としての受益者負担を課したらいのではありませんか。まずその前提が今日できておらないというように考えております。

○田中一君 清水さん、いまの同じケースですが、かりに隣地が宅地化された。で、価値ということを言ったらいいの、価値の変動があったと、時価のね。自分は、その隣地の人が売らなければ、移動しなげないうです。売らなければ、必ず利益があるんだからというにはならぬと思ひます。売った場合に、その譲渡——あなた譲渡というところを使った。譲渡した場合に、その価値の変動があった場合には、その変わった分

に対してだけは一定の税金として払えということなんでしょうね。移動しない、価値づけられない物体というもののに対して、冗談じゃないぞということになつちや困るわけです。その点はどうなんですか。

○参考人(清水警八郎君) 地主といつてもいろいろあるわけですね。農業地主もあれば、庶民が五十坪の家に住んでいるという地主もあれば、それから投機のためにたいへんな土地を持っている地主、不在地主のような、そういうようなものを、ある程度勘案しなければいかぬと思ひます。だれでも宅地としては五十坪くらいは無税である、幾ら土地が上がつたって、それから逃がれ出るようなことができない人、そういう場合には財産があるような人、そういう場合に地主を各階層別に分けなさいと思ひます。

○田中一君 これはお二人とも賛成だ、賛成だと言つておられますけれども、賛成だという、賛成を表明する立場が、まあたとえば飯沼さんは東京都収用委員会の委員長でした、あれは。

○参考人(飯沼一省君) 会長です。○田中一君 ああ、会長ですか。それから、清水さんは土地問題ではずいぶん相当御研究なすつていらつしやる。そういう立場で、図解されたように、地主がすべてのトラブルのもとだということをおっしゃつてゐる。だから、この土地は少なくとも公共の福祉のために提供しなさいやらないのだという憲法上の原則をおっしゃつておられる。でも、この日本の国土全部が国家のものに置きかえられる、いわゆる公共物に置きかえられるというところならば、これはもう清水さんにすればわが意を得たりですね。当然これは公共の福祉のために、民族のためにこれは当然奉仕しなさいやらないのが、まあいま現在言われているところの私有権というものの、とていうことが憲法の原則であるならばですよ、これを国有にしたらいいじゃないかというふうな議論にも発展すると思ひます。その点どうですか。

○参考人(清水警八郎君) 必ずしもそうではないのです。みんな国有にしてしまえばいいじゃないかということも言っているわけじゃないのです。つまり、個人が持っているも国家のために利用するわけですね。何となれば、利用すればですよ。それを有効に農地なら農地として有効に使つていけるという前提に立てば、みんながその立場に立つて使つていける、それは家として使つていけるのかで、すね。そうでなくて、ただそれを財産として持つようなことはいけないうのだという考え方なんです。したがういまして、いますぐそれを取り上げるよりも、取り上げて国家が、いまの十分でない国家の態勢でこれを国有にしたからって、だれが一体利用するのかということなんです。だれも利用する人がないわけなんです。それで、競争的に利用するといふ前提があるからみんなに分け与えておくのである。そういう意味で、私は国有論より、ひとつちよつと手前の重利用論というか、重利用責任論というのを出したのであります。

○田中一君 飯沼さんね、この法律には、補償という問題の場合にね、近傍類地の価格を考慮するということになってゐますがね。この近傍類地の価格というのは一ぺん移動しなげなう、その価格は一方向的にだれかが認定するにとどまるわけですね、だれかが。立証されないわけなんです。土地を持つてゐるけれども、それはまあ売買——とていうと、商品じゃないと清水さんにしかられるかもしれないけれども、譲渡されなければ価格が確定し握れませんが、その価値が幾らあるのかということ。それ、けれども、一方向的に決定される、動かない土地ですよ。それこそ長く持つてゐる土地、これこれの価値だといつて価値づけられるというわけですね、一方向的にです、収用する場合にですね。これはどうも不当ではないか。そのものの価値ではなくて、やはり近傍類地の同型のものを考慮しながら、その価値をきめなさいということになると、その基準はどこに持つてこようというのですか、近傍類地というものの基準を。

○参考人(飯沼一省君) ちよつとお尋ねの趣旨がわかりませんが、客観的にある土地の評価がでるかどうかという、こういうお尋ねでしょうか。○田中一君 じゃちよつともう一ぺん。たとえば山に道路をつくる、そうすると土地は、まあ何といひますか、課税標準価格といふものを税務署持っているわけですね。課税標準価格といふものは一方向的にこれはきめられてゐることなんです。税務署が、お前の持つてゐるこの山林は幾らの価値なんだといつてきめてゐるのです。これは考慮の余地がないです、かつてきめるわけですから。これをもちつて、その価値だといふ判断をするのか。あるいは、そこから十キロばかり離れてゐるところに、何といふのか、何かちよつと利用してゐるところがある、何かに利用してゐるところがある。その課税標準価格の——だれかがきめる価格で、これは利用してゐるから、その利用の利潤だけは高いのだ、というきめ方をするのか。とにかく土地の価格といふものは、先ほど清水さん言つてゐるように、利用の価値なんです。これは私も同感なんです。利用の価値なんです。所有の価値じゃないのです。利用の価値なんです。利用の価値しかないというなら、その山にも立木がはえてゐる。その立木は、三十年たつと、もうこれはとらなければ、これは伸びていく。そうすると何メートルの太木になるからこれは幾ら幾らの価格だ——どこかで金銭に換金する形のきめ方をしなければ、その価値が発見できないわけですね。それが、隣のどこかの山をだれかが買った、幾らで買ったのだ、立木は別に土地だけ買ったというなら、一つの標準がでますね。そういう場合に、どういふものを、どれをもつて近傍類地の価格といふのか。近傍類地の価格といふのか、それをひとつ収用委員会として見る場合、それが一つ。

もう一つはね、いわゆる土地の所有権に対して、われわれはもう所有権といふものは非常に弱いものだ。ゼロじゃないですよ。日本の制度としては、所有権に対して税金を取るのですからね。税金はやっぱり土地から生み出した利潤といふもの

を見合ひながらやるのだ。だから、利潤がない、何にも。遊ばしておくのだというなら、それだけ損失なんです。地主は、利用しないからこれは損失なんです。これも日本の資本主義社会、それから高度成長なんていうことでつられて、黙っておれば、税金を払ってあげれば、十年たてば税金の百倍くらいになるだろうという期待でもって持っている人が多いと思う。しかも、これを悪人とときめつけてはおかしいと思う。したがって、利用と所有と、この価値づけの比率というものが、これはどのくらいにおおきくなっていくのか。その二つ伺いたい。

○参考人(飯沼一省君) たいへんむずかしい御質問ですけれども、個人同士の間で売買する場合に、どういう値段で取引をするかというものは、これはもうめいめいの自由です。別にそれに対してだれも強制もしくは拘束しない。ただ、それを収用という場合には、結局は収用委員会が値段をきめます。ただ、きめるにつぎましては、一方において、近ごろ鑑定評価の制度がだいぶむずかしくなりまして、鑑定士というものの鑑定を経なければならぬことになっておりますから、むろん鑑定も頼みます。それから一方において、固定資産税なりあるいは相続税等の課税標準というものも参考にいたします。それから一般の世評、それから売買実例、そういうようなものを参考にいたしまして、収用委員会としては値段をきめるわけでございます。ただこれが、そのまあ神様でありませぬから、はたして適当かどうかというところは、これはわかりません。あるいは間違つた裁決をするかもしれないけれども、そういう場合には、さらに裁判所のほうに提訴してもらひまして、そうして再審査をしてもらうという道が開かれておるわけでございます。実際の問題としては、そういうようなことになっております。

○参考人(飯沼一省君) ちょっとそれはむずかしい問題で、私ども御質問の趣旨もはっきりいたしませんし、なお詳しく何らかの機会にひとつ伺ひまして……

○田中一君 たとえばね、底地権とかそれから借地権、底地権と借地権というのは、——そこを利用している、建築が建っている。その場合に、底地権というのは全体の価値、片っ方は、一人の底地権者は、何にも、ただ貸しているにすぎない、賃料取って、けれども、借地権持っている人は、利用しているわけですね。そうすると、その土地全体の価値の比率は——配分だ、利用分と底地の所有との価値の配分は、どの辺でどのくらいなのかという、これはいまあなたやっていると、やありませんか、東京都で盛んに。そういうのは、大体常識的にどういう辺で押えておるのですか。

○参考人(飯沼一省君) そういうお尋ねならば、お話のとおり、毎日やっていると……いままあ大体の傾向として、商業地、銀座その他あつたところでは、借地権の割合のほうが多いところまでいくかもしれません。それから郊外の住宅地みたいなところではまあ半々でございましょうか。あるいは商業地と逆の場合もあるかもしれません。しかし、いずれにしても、収用委員会としてはっきりした何か基準があるわけではございません。この割合は、原則としては、やはり所有者と借地権者との話し合ひできまるものならばきめてもらつて差しつかえない、こういう態度をとっております。

○田中一君 もうそういうね、うるさい——あなたも神さまでないから自信がないと。神さまだつて知りやしませんよ。利用の価値なんというものは、利用する者が正直に言つて初めてわかるものです。税務署だつてたいていごまかしてきますよ。利用している価値がどのくらいあるからといって、税務署は比率できましますから公平ですよ。だからわからぬのだから、裁判をやつたて裁判官だつてわかりやしないということになるかもしれない。

○田中一君 もう一つのほうは……土地のね、所有の価値と利用の価値を、現時点で都会地なりね、農地なり何なりという……

れない。真実を言わない限りはわからない。だから、これは結局、土地収用委員会なり裁判でもつてものをきめるといふケースを五十例ぐらいつくると、裁判における判例と同じようにつくると、飯沼さん、あなた案になるわけですよ。五十例ぐらいい、ダムはどのくらい、三つか四つ、こうきめると、道路。いろんなケーススパイクスでつくるわけです。判決例を。そうすると国民も、はーんこれは五年争つて結局あれか、そうすると自分のところはこうだからプラスアルファつくだらう、あるいはマイナス幾らになるだろうということに納得つくだらう。そういう形で、午前中も総理に向かつて、全部収用委員会に持ち込んで、収用委員会の裁決を受け、不服な場合にはこれを裁判を受け、そうして最後の決着をつける例を、ケースを、これを五十例ぐらいい出しなさい。そうすればおのづから国民は納得しますということに言つたわけですね。まあ一番最後まで抵抗する者に対して、これを執行するのといふことを言つておりました。私はそれは見ない。結局国民がもう抵抗しなくなる。公共の福祉のために、全部提供する気持ちになる。それには正当な補償——それが正当だかわからぬから抵抗するわけですね。そういうことにすれば、飯沼さん、あなた案になりますよ。どこでもいい。私はそう思う。そうしてね、これを午前中に総理に聞いたのですが、結局公共事業、公共事業でまあ三条の三十幾つか業種ありますね、事業種類があるわけですね。この人たちがみんな、自分が推定するうちの買収価格を予算という形で持つていくわけですね。みんな持つていくのです。予算という形で持つていくから、どうしてもそれを買収に当たる場合ですよ、その自分の持つていく予算というものを一歩も出ないわけですね。出れば、あんなものはいくらも出ないわけですね。はの使ひものにならぬといふから、あんなもの守りながら買収交渉をするわけなんです。だから、そういう収用委員会に五十例でも百例でも判決例的なものが公表されれば、これはもう収用委員会に対する信頼うんと強くなります。そんなめ

んどなことをするよりも、再建の道をはかるからあらぬらいいだろうということ、金をもらつて再建に取りかかるといふことになると思う。その親切が足りない。そして常に、この収用法を適用するとあなた損をしますよ、といふことを言外にはめかしながらやっていると、それが現状なんです。そういう点でも、全部収用委員会が相当の数のものをかけたらいじやないかという私の議論に対して、どう考えますか。

○参考人(飯沼一省君) お話ごもつともな点もございします。どうもお互いに土地が必要だといふ人と、それから売りたいくないといふ人の交渉は、とかくどうも何といひますか、円滑に進まない。むしろ公平な第三者が間に立つて、そして問題を片づけたほうがやりやすいことは、これは私がお話のとおりだと思ひます。ただし、そういうことになりまして、収用委員会は今日京都府県ごとになりまして、その収用委員会が府県内のこういう用地関係の問題を全部引き受けなければならぬことになるのではないかと思ひます。それから、そうなりますと、どうも今日の行政の組織では、ちよつとむずかしいのじやなからうか。これを全部立てかえまして、そういう用地係は全部収用委員会に集めてしまつて、そして収用委員会がその両者の間の話し合ひを取り持つというふうなことになると思います。これはたいへん私は話としてはスムーズにいくのではないかというふうな考えます。

○田中一君 清水さん、まあ憲法の上において、あなた指摘しているように、二十九条には、私有財産といふものは土地とか書いておらぬとおっしゃるが、民法の二百六十六条には「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス」といふ文句です。二百七条に「土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ」とする私有財産的な条分があるわけですよ。で、おっしゃるとおりこれ以外にはどこにもない。民法の上にもこの上にも土地が財産だと、私有財産だといふことの規定は、日本

の法律のどこにもないのです。民法二百三条だけにそれらしき痕跡を認めるというようなものがあるものでありまして、これはまあ非常におかしな問題です。そこで、固定資産税というものは——いま固定資産税、昔は地租と言っていましたね、地租というものが、われわれは税というものの一番初めのものだというふう聞いておるのですがね、地租というものは明治維新から始まったのかい？ だったかは、よくわからぬけれども、そういうふうに見られておるんですが、そこで、土地の国有だなんて言っておる、前段でこう言っておりますけれども、そこで再三再四土地収用法の改正によって……、これは土地収用法でしよう、土地ですよ。こんなに土地がほしいならば所有権というものは全部国有が持たないといふことになつたほうがいいんじゃないか、ただ、そのかわり利用権というものを別に設定するといふことなんです。利用権を設定する、したがって利用税というものの取らなければなりませんよ、税金取りたがっている社会だから。そしてその地目を変更する場合、一ぺん所有権者に戻すわけですよ、その利用権だけ返ってくる。移動する場合は一ぺん移動の権利というものは、所有の権利は国に戻るわけですね。そこで、まあいままで財産権的な価値を持つておつた通念があるこの土地のことですから、その目的変更の場合、この場合それに対するところの売り方買い方——売り方にならないが、利用者のまたその再利用者といふんですか、この間に、資本主義社会だからその価値の変動というものの対して税を取るなり、あるいはやむを得ず利用権を放棄しなければならぬといふものに対する対価、正しい対価があるならば、求められるならば、それが与えられるという方法はどうかですか。

○参考人(清水繁八郎君) 国がそれほどこまでして土地をなげはしがるのかといふことなんですけれども、現代の社会は農本国の日本から都市工業的な日本に大きく移り変わっているわけなんです。そのために、国土の革命的な変貌を必要とします。土地需要は非常に高いわけでありまして、それで

は全国土が必要かと申しますと、ほんのわずかにいいわけなんです。それは日本に農地が六百万ヘクタールありますが、今後二十年間にどれほどの土地がそのために必要かと申しますと、私の計算では五十万ヘクタールあれば足りるわけなんです。これは農地のわずかに八・三%にすぎないのです。したがって、全国土を国が持つ必要はないわけなんです。その八・三%の中に民間の宅地も入っているわけなんです。二十年後に農地のわずかに八%あれば、ほんのわずかでいいわけです。しかしそれをとらうと努力すると、これは八%の土地が上げれば、あとの九〇%は一斉に上がるといふこの矛盾なんです。したがって、あとの価値というものは幻想の価値なんです。したがって、将来ほんとうに実需要といふものと供給量を整理してみると、ほとんどがみんなこれは幻想であるといふことに気づくわけです。そういうわけですから、ほんのわずかをとれば何とかなるわけですから、国有にまざる必要はなくて、大部分はみんなに持たしておいて、みんなに大いに利用させるという別な制度が必要なんです。私は地主を悪人のように言いましたけれども、地主は決して悪人にしてはいるわけではないのであります。地主がものすごくこりこりに働いているから、こんなに地価が上がったかといふと、そうではないわけですね。手をつないで地価値上げ運動をやっているわけではない。なぜこうなったかといふと、それは時代が変化しているにもかかわらず、その土地体制というものが昔のままになっているという、地主を非常に保護するという前提、それによって国家が成り立っていた時代のままになっている、そういう土地制度の矛盾をそのままにしておけば、これはどんなにばか地主でも億萬長者になれるという体制自体が悪いので、地主が悪いわけではない。したがって、その体制をそのままに放置しておいた国家といふものが、なぜそれを、このくらになることは十年、二十年前にわかるわけですね、こういう体制にしておけば必ず

そうなる、それを何らの手を打たなかった国の怠慢だと思ふのでございます。したがって、これは個人で幾ら努力してもできない、各地方自治体で幾ら努力してもできない。もちろん、そのできない問題を、国政で次元の高いところのものでまっけて早くやるべきだ、こういうわけでありまして。したがって、これは体制の変化ですから、いまの田中先生の言われたようなさまざまな借地権とか利用権とか、いろいろありますけれども、そういうものもろもろのものがすでに過去のものなんです。われわれが都会に住んで地代を払わなければならぬといふのは、小作料を取られているわけなんです。何のために取られているのかといふことは、考えてみれば明らかであります。そういうものを一応整理して、そうして新しい基準といふものを、出さなければならぬ土地収用委員会に何回かけても、じゃ土地収用委員会あるいは裁判所に訴えても、裁判所は何を基準にして裁判するかといふたら、いままでの法律制度によってやるからやっぱりだめです。だから裁判所の基準は、とにかく国が出さなければならぬと思ひます。そういう意味で次から次へと収用の制度とかそういうものは出すべきじゃないかといふのが私の考えです。

○田中一君 イギリスも二、三年前から二度にわたって部分的国有化をはかりました。これは成功したようですよ。それじゃ、結局昨年の国会でしたか、例の正しい価格で買い上げて分配した農地解放事件、これに対する農地報償という形で昨年はく大もなない金を出しましたね。あれなんかあなた御承知だと思いますが、そのように日本の土地といふものは、政治に悪用されている。けれども、善良な地主がいるわけですよ。善良な地主が抵抗するといふこの姿を、いま年度の改正の中にあらゆる手続を省略して、いち早くとにかくその土地を取得するのだという方法に改正される法律案に、あなたが賛成するのはおかしいと思ふ、実は。ただその中で清水さん、それならば、もし賛成するならば、金を、予算といふものを持たないでやっただけでいいと思ふ。自分で買いつけるのはおかしいのです。事務を執行するものがこれは売買です。何も標準はないのです。売買は買値と売り値ではいつもびたつと合うのは少ない。これは資本主義社会ですから、いまは。ですからもうけてもいいんです。そのかわりもうけたら税金を払う。これはお客様ですよ、政府には。だからことしなんかでも四、五千億の自然増と言われている。だからお客様ですよ。

そこで最後に私があなたに伺いたいのは、さっき飯沼さんに申し上げたような収用委員会の制度といふものを活用することです。活用して、国民に収用法というものは——これは法律ができた当時保護法ですよ。それは反動的に戦前の明治二十年にできた収用法、そのうち二十年何年かに変わった。これは飯沼さん御承知のように、あの当時のあつた強権的な取り方をした。ことに戦時といふものはひどい。それから見た場合には、非常に民主的に変わったものであつて、保護法的な性格を持つておつたと思ふ。逐次収用の強権的な色彩を帯びてきたといふ現時点で、何かとつとつ、国民がこの法律を信頼するといふことになつた方法が見えてきませんか。これは飯沼さんと清水さんに両方伺いたいんです。さもないければ、これは飯沼さんもかつての法律はこうだった、今度は事業者のほうに立つてものををらんなるからそうなるだろう。善良な被収用者もいるんです。これに対してやっぱりその権益、これは露骨に権益と言っちゃ、そんなものはないと言ふかもしれないけれども、何かそこに納得させるような方法、あるいは精神といふものが出ないかどうか。ひとつお二方に伺います。

○参考人(飯沼一省君) 田中さんは今度の改正が何といひますか、一時民主的な法律であつたものが逆戻りするものであるかのようなお話でございましたが、私も決してそう考えておりません。戦後にできました収用法の民主的な精神、土地の所有者を十分保護していこうという精神においては、少しも変わつておらぬといふふうに考えます。ですから、この手続は、この忙しい世の中

ですから、むだを省いて能率をあげるようにというのを心がくべきことであろうと思ひますけれども、しかし、運用にあたつてはどこまでも懇切に、丁寧に、できるならば両者納得の上で仕事が進ぶようにということを中心がけていくべきものだろうと思ふのであります。私どもの、先ほどの収用委員会の会長がゆえにこれが賛成するんだというふうなお話がありました。収用委員会は決して起業者者本位のものではございません。同時に、所有者のことも十分考えまして裁決をしておるようなわけでございます。常に私も感ずることでございますけれども、収用法にかけて収用される人には、私はいつもお気の毒だと考へております。せっかく落ちついて商売をし、住宅を設けて子供を教育して落ちついてゐるところへ、にわか道路ができる、住宅が団地になるといふことでそこを追い払われなやなぬ、これは私ではあるならば、そういうことのない行政が行なわれるべきでなからうかと思ふのであります。それはまあ収用法だけの問題じゃありませんが、国づくり全体の問題、収用法などを適用しなくてもいいやうな町づくり、国づくりがまず私は考えられなやなぬ問題だと思つておるわけでございします。私も、収用委員会に関係いたしまして事件を扱つてまいります上では、いま田中さんお話のとおり、国民を十分安堵させるやうな方法というものを考へたいつもりでございます。精神が変つたとは、私も決して考へておりません。

○参考人(清水八郎君) 田中さんは、この改正が後退というやうな見方をしておりますけれども、私は先ほどみたやうな観点から非常に前進であると、突破口になると、それに対して国民のほうから取り上げる……、その国民ということ、私の立場では全國民の立場をとつておるわけなんです。つまり大多數の國民のために幸福になることを考へておるから、一部善良なる地主といつてもほんのわずかなんであります。それじゃ切り捨てごめんないかといふと、そういうことはい

けないですけれども、一部の國民から取り上げるといふ、その國民は二東三文で取り上げられるわけじゃないのです。十分、日本の農地というものは五百円ぐらいが正當なのを三千円ぐらいは平氣で、近郊では何万円になっておる。そして、ね得をする、全然損失補償というものはどこを探してもないわけじゃない。私にいわせれば損失補償なんというこゝたはないわけだ。そういう意味で地価を安定させるというやうなことが絶対必要だと思ふのであります。私は日本の現代の政治、現代の社會でもつて狂つたことが二つあると、一つは土地のあばれようですね、狂つた地価である。それでなぜ政府が農地報償とかそういうことをやるのか、そういうのは結局もう一つの大きな狂い——狂つた選挙があるから……。狂つた選挙で國民が選挙しても正當に國民の意思が反映しないという、農村と都市とは人口が逆転しておるわけだ。過密化速度が逆転しておる。人口は、普通だつたら政治の勢力分野においてもそうなるべきが全然逆転しておる。過密化速度が全然逆転しておる。狂つた選挙から、私は國を訴えたこともありますけれども、それを直さなければだめなんです。それを訴えても、そうすると、裁判所は、それは、法律がだめだといつて訴えてみたつて、その法律は國會がつくるんじゃないか、おまえたち、國會の選び方が悪い。その選ぶことが、初めから三割捨て國民の意思が國會に反映するやうな前提に立つ國會でいいのかどうか。結局、私は國會の問題だと思ふ。狂つた選挙と狂つた地価、この二つがあると思ふのであります。

○春日正一君 飯沼さんの話を聞いていますと、ずつと、幾つか理由をあげて説明されたのですけれども、収用するほうから見れば、早く、安く、取り上げられるきわめてけつこうな改正だといふことになるわけですね、収用されるほうに、取り上げるほうから見れば、これは文句なしに、いやおうなしに、取り上げられると、苦情の言ひようもないやうにされることになつておると思ふのですが、それで、あなたは、實際、収用

委員会の仕事をやつておいでやうですけれども、いわゆる土地収用のための補償の基準といひますか、どういふ立場で補償といふ問題を考へておいでになるか。

○参考人(飯沼一省君) ただいまの御質問、この法律の改正の結果、何といひますか、非常に土地所有者にとつて不利になるのではないかと、こういう御心配のやうに伺ひましたが、私はそう考へません。いづれにしましても、ある事業が公共の事業として事業認定を受けてしまえば、事業認定を受ければ、どうしてもその仕事は、これはやらなければならぬ。それに必要な土地は、売買なり、あるいは収用なりで公共事業のために出してやらなければならぬ。今度は、その点について、いままでと變つてないわけだ。それから、値段の点は、それは現行法では、だんだん時日がたつてきまして、二年なり、三年なりたちますれば、最初のときよりは、時期ズレで、値段が上がつてまいります。ですから、それと今度の問題とを比べますと、それは金額は少ないかもしれませんが、少ないかもしれませんが、しかし、早く補償金をもらつて、早くあつたの考へることでございします。いままでのやうに、収用の裁決のときまで待つて、非常に高い値上がりをした金額で補償金を払ふ。金額においては、それは今度のほうが少ないかもしれませんが、しかし、事業認定のときの価格で、なるべく早く補償金額を手に入れることができれば、なるべく早く補償金額を手に入れることができれば、このやうな趣旨でございします。それで、その時期ズレによる地価の値上がりですね。これは、やはり、その人が自分のふところに入れるべきものではなくて、一般の公共のために、それは還元すべきものだ、こういう一つの原則があると思ふのであります。それに従ふといふ点においては、私は、今度の改正案のほうがいいのではないかと、こゝういふやうに考へるのであります。

○春日正一君 その点、早く金をもらつて、早く

越して行けるといふのですけれども、實際上、ごね得——ごね得といふことを言ひますけれども、そういう人も若干あるかも知れない。しかし、實際は、私も知っている例で言へば、得をしやうと思つてごねてゐるのじゃなくて、そこにたかく生活の基盤がある。わずかな土地の上に、店を出して商売している。それがよそへ移つて行つて、同じやうにやつていけるかといふことになる。たとへば近傍類地の価格といふやうなことをいつてきめたとしても、そのときに近傍類地の価格で取り上げられたとしても、道路ができるなり、鉄道ができるなり、いろいろそういうものが出て、そうしてそれで土地を取り上げられない人たちは値上がりでもうかるでしよう。しかし、取り上げられた人は、そこで金をもらつて、近傍類地の金でよその土地を買おうと思つても、土地がもう上がつていて、その金ではその坪数だけ買えない、幾らでもたくさん例があるのです。だから、何とかいまやつてゐる生活程度をよそへ行つてもやれる、そういうふうにしてくれるやうに、また皆金をもうけようとは思つていないのです。きよやうな生活があつてもよいにしてくれと言つてゐる。ところが、それによつて、近傍類地の価格でもつてあるいは値段がきまつていて、不動産に対してはこうだ、という基準がきまつており、その基準で實際、放り出されていくといふやうなことになるから、必死になつていくやつと、やほりその点では収用の基準を私は聞きましたけれども、考へ方が何かこの値段が、相場がこれだけだから、これで取つていいのだらうと言ひますけれども、土地売買業者なら、これは時価で売つて損得なしにいけるのだといふことになつて、売つて、生活していく土地ではなくて、そこに住んでいて、生活していく土地なんです。そこに住んで営業してゐる土地なんです。だから、ただ地価がこれだけだといつても、私は、

地価がそれだけになったから、売ろうと思っ
ないし、売ったら困ると思つて、それを取るわ
けなんだから。そうすると、近傍地の平均価格
というところで一方的に押しつけられると、必ず
どい打撃を受ける人がある。現に、方々のダム
で土地を取られたとか、あるいは道路で土地を取
られ、農地を取られて、百姓がでなくなつて非常
に困難にしている人も少からず知つてゐる。
だからそういう問題で、これを十分に、憲法
でいう補償ですね、あれがもうけるという意味
でなく、生活を破壊されない、そういう意味
での補償ということが前提になつてやられないか
ら、問題が起るのです。それが一つ問題になる
のじゃないかという点ですね。

それからもう一つは、土地の値上がりという問
題ですね。これは放つておいても上がるのです
よ、放つておいても。事実、私のところの地主さ
んなんか七百反くらい持つてゐるけれども、これ
は放つておいても上がるのですね、どんどん。そ
ういうことで、それは土地収用を受ける人がねば
るから上がるという問題ではなく、放つておいて
も上がるような仕組みになつて上がつてゐる。そ
ういうときに収用されるところだけその時点にお
いて釘づけをしてしまふということになれば、不
当な被害を受けるような結果になりはしないか、
その辺どうですか。

○参考人(飯沼一省君) いろいろ問題があるよう
であります、取られる人だけが何というか、損
をして、そのまわりの人は値上がりで、値上がり
を自分の利益にすることができ、不公平ではな
いかという御質問ですが、これは先ほども申し上
げましたとおり、将来、税制の上なりあるいはま
た受益者負担金制度の活用によつて是正してい
くべきものだと思います。

それから、収用される人が、その近所と同じよ
うな商売を始めようと思つても、もつた補償金
ではとてもできないというようなお話、これは、
そういう事例はわれわれは始終、見聞するところ
でございますが、自分がいままで住んでおつた

ところが道路のために収用される、その近所であ
新しく店を持ちたいと思ふけれども持てない。そ
れはほとんど道路工事のためにその付近の土地は
値が上がつてゐる、とてももう補償金では買え
ない、こういうことは事実たくさんあるようであ
ります。しかし、さればといつて、この収用に
よつて収用される人が、いまだより以上の財産
を持ち得るということもちょっとおかしいこと
ではないかと思ふのです。結局やはり補償金額を見
積もる方法としては、現在その人が持つてお
る財産がどれだけの値打ちがあるかということ
を鑑定し、従来の売買の実例等を参考にしまし
て、そうしてきめていくよりほかどうもしかたない
のではないかと。もちろんお話の御心配の点につ
いては、これはひとり収用法だけの問題ではないに、
一般の行政の問題として生活再建の方法を都道府
県において心配をしてやる、あるいはかえ地を準
備して、そのかえ地を補償のかかりに提供する
というやうなやり方が、同時に一方において必要だ
と思ふますが、とにかく収用される土地の評価と
いう点について申し上げると、どうもその土地
の値段を鑑定、評価するのであつて、その金で隣
近所を買おうというわけには、今日の収用法のた
てまえではできないのではないかと。ううなこ
とを考えております。

○春日正一君 その点に無理があるんですね、結
局。つまり、いまあなたの言われた税制なり何な
り改めて、大いに値上がりで不労所得を得るとい
うものから取り立てて、立ちのきする者にちゃん
と補償ができるというやうなことで全部そろえ
て出してくれば、それはいいけれども、取るほう
だけ先行して出てくるというところに、一つ無理
があると思ふます。

それからもう一つの問題は、やはりなぜこうい
う問題が深刻になるかと言へば、いわゆる政府の
やる公共事業、こういうものに今日ごく一部の
人たちが不当な利益を得てゐる。それを目の前で
見せられるのです。たとえば新宿の副都心を見て
ごらん下さい。あそこをあれだけかいビルだの

デパートがどんどんできてしまつて、そうして
地価も上がつてゐる。たまさかあつたところ
にいて家を追い立てられた人は、安い立ち退
き料で出ていつたけれども、坪三百万も四百万も
するじゃないかということになれば、何だとい
うことになる。渋谷駅の周辺でも見てごらん
下さい。つまり、政府の公共事業といふものが、
一部の大資本に不当な利益を与へてゐる。海岸の埋
め立てでもそうです。私は横浜ですけれども、磯
子の浜なんか全部埋めて漁師は陸へ上がつてし
まつた。ところが、あの土地は石川島とか日石と
かの大きな会社が全部持つてゐる。あれは会社
の土地でしょう。いま独占会社といふのは、土地
の私的所有者になつてゐるでしょう。しかもそれ
を担保に入れて金を借りる。買うときには安いほう
がいいけれども、担保に入れて金を借りるときは
高い。いまこういう資本主義の環境にあるので
す。一面では、土地は自然物だ、それを私有する
のはけしからぬという論が出るけれども、それが
貫徹されずに、取るときにはその論で取り立て
て、そして大きく取得した者は、自分の所有物
として担保に入れて資金源をつくつてゐる。その
ときにはできるだけ高く担保に入れようという形
で大きなうけをしてゐる。結果的に見れば、公
共事業のいまの進行といふものは、零細な庶民的
な土地所有といふか、農民的な土地所有とい
ふか、そういうものを強権で収奪して、大資本の独
占的な大土地所有といふものをつくり上げてい
く、これが実態だと思ふのです。そういう現実が
目の前にある。だから取られるほうから見れば、
やはり生活の基盤が立つようにならないうくら
いなことは、少な過ぎるほどさややかな要求なん
だといふことになるわけです。公共事業といつて
も、皆のためにやるんじゃない。確かに電車でも
何でも人は乗るけれども、やはり新宿のターミナ
ル・デパートをつくつて公費で地下鉄を入れても
らつて、そうしてお客さんを運んで大きなうけ
をしてゐるということになれば、これはとうふ屋
さんと私鉄の会社が営利事業であるといつてど

が違ふのかという問題になるんですね。しかも、
こういう私鉄にも収用権を許してゐる、山の上の
ドライブウェイに収用権を許してゐるということ
を聞いてびっくりしたが、そういうものがある。
だから納得して自分の生活を犠牲にしても、生活
環境が変わつても承知いたしましうということ
にならない。公共事業そのものが公共の利益とい
うことでなくて、結果とすれば大資本がもうけ
る。そのための大きな市街地づくりをやる、要所
要所はみんな大資本が取る。いなかに行つても、
町かどのいい所は銀行や金融機関です。でかいビ
ルを建ててゐるのはみんなそういうわけですが、
そういう条件をつくつてやるための公共事業とい
うことになるから問題があるが、その点どうなん
ですか、計画のほうをやつてゐるようですか。

○参考人(飯沼一省君) 私どもが扱つております
問題は、大体において道路でありますとか、ある
いは住宅の団地、まわりの学校といふやうなもの
でありまして、ただいまお取り上げになりました
やうなものはちよつと思ひ当たりませんが、道路
について土地収用を認めることはこれはいかに
ございましょうか、これもいけなかつたといひ
ますか、あるいは住宅が不足しているから住宅団
地をつくるために立ちのきの必要だ、そのために
協議のまゝに立ちのきの所有者に対して収用法
で収用するといふやうなことで、ちよつといひ
述べになりましたやうなことは、あまり私も遭
遇してありませんのでございませう。大体そう
いうやうなことであります。

○参考人(清水警八郎君) 春日さんのお話による
公共事業を考えると、みんな大資本家のほうに
入つてしまふ、これはちよつと飛躍した考え方
じゃないかと思ふのです。道路をつくつたりなん
かする、しかも公共事業をやる人たちが資本家の
ためにやるうと思つていなかつたけれども、結
果として入るかもしれない。しかし、それだつた
らそれは直せばいいので、公共事業をやるのは、
これは資本家のためになるからやめろということ
はちよつと飛躍した考え方だと思ふます。公式的

にいくとみんなそういうことになってしまう。私は日本国民全体がみんな幸福になるという前提に立っているのです。そのために土地を持っている人——地主、あるいはいまの大資本家の土地を持っている人も同じなんです。土地を持っている人が収用される場合に得になるか損になるか、必ず得になる。ただみないなものがこう上がっていくのです。その分だけ必ず……土地を持たない庶民には何を補償してくれるか、なべ、釜を持っておりまして補償してくれない。一方は土地を持っていてという特別な条件のためにぱっとなる、そこを平均化するのが政治だと思ひます。それで土地を取られることによって悲惨な運命におちいかどうか。むろん、そういう人もあるかもしれないが、それは先ほどから繰り返して言っているように、もうけそこなうという人はある、もうけそこなうということです。それが致命的に、自殺しなければならぬということはある得るだろうか。そうした土地を収用する場合に、ほんのわずかなもので、国土のわずかで、先ほど言ったように、しかも一つの道路ができたからといって、それによって、農家なんかは一町も持っているのだし、ほんのわずかな所が取られるだけであって、その残っている残地は地価が上がるということがあるでしょう。全面的に土地が取られるという機会は少なく、一坪取られるとか十坪取られるという人のほうがかえってこねる、そうすると自分のほうが上がる。一部買収が大部分でありまして、全面収用ということはあまりないわけですから、そういう意味で不平等を公平にするという意味で、この法律は一步前進だと。そしてこういう問題を真剣に国民が考える、政府も考える機会を与える、こういう意味で言っているわけであります。不平等を是正するということなであります。

○参考人(清水八郎君) そうだとは思ひません。○春日正一君 思ひませんと言つても、事実がそれでいいです。学者として否定されるなら、それでいいですけれども。だから資本主義的な立場で公共事業、都市計画をやれば、結局大資本を育成していく、そういうことになる。さつき飯沼さんどういふことかわからぬと言ひましたけれども、さつき総理に聞いてみたんですよ。まあ土地収用法の適用される、あるいは都市計画法とか、整備法とか、そういうことで土地収用がやられるような事業ですね。分類して見ると、私鉄とか電力会社とか、あるいはガス会社とかという純然たる営利会社ですね。これが収用権を持っている、これはおかしい話だ、営利会社ですから。やっていることと自身がどんなに公共性を持とうと、これは営利会社なんだから、営利会社が小さな営利会社なり、個人なりを収容するというのはおかしい話だ、強権力だ。そういうのがあつた。もう一つは、たとえば工業用水道、下水道、あるいは高速自動車道路みたいな、主として大資本が自分の営業のための助けにするような目的でつくられるもの、こういうもののために収用がやられる。もう一つは軍事基地ですね。それから最後に残るのが学校だとか公園だとか一般道路だとか。まだたくさんありますけれども、項目は、そういうたまたま国民一般が直接利益を受ける、利用する、そういうような性質のものでない、そういうものがいろいろある。これは都市計画法なんかでは幾らでも広げていって、対象を、事業の。だからそういうふうなところの中で、先ほど言つたように新宿の副都心の例言つたらわからぬというなら、千葉県のあの海岸の例でもそうですけれども、あそこは漁師がやつておつたわけでしょう、魚とて。あれを漁業補償とか何とかいって全部追い出しちゃつて、大きな埋立をやつた。あそこ土地が全部国有になつていふかというところじゃないでしょう。川崎製鉄なり、発電所なり、何なりかんなりの大資本の会社の所有地ですよ。そういう意味で言えば、清水さんはそういうことはな

いと言つても、この十年間にそうした製鉄会社だとか、発電所だとか、石油会社だとかというようなものが、膨大な工業用地の所有者になつていく。この土地がうんとふえていくというところだけは間違ひないと思ひます。つまり収用したものは、そういう形で大きな会社の所有になつてしまつていく。そういうことですね。そのためにあなた方は収用をおやりになつておいていふ結果になつてしまふんじゃないか、そこを取られる方は不満を持つわけですよ。

○委員長(藤田進君) いいですね、御意見のようですよ。○瀬谷英行君 だいが春日君の話は極端な例をあげたわけですが、公共事業の内容の問題に於いておつたわけですが、公共事業の内容が私鉄、電力、ガス、軍事基地といったようなもののために使われるということであれば、土地収用法は土地を持つて人間やその対象に該当するものなものを圧迫するようになるのではないのか、こういう論点で言われましたけれども、その公共事業の内容が道路であり、鉄道であり、学校であり、住宅団地であると、こういうふうになると性格が違つてくると思ひます。そこで、こういうものが使う道路あるいは鉄道、住宅団地というものが土地入手難のために、なかなか思うようにならないということになると、やはり一般大衆がそれだけ迷惑をこうむるということになりはせぬかという気がするわけですよ。そこで、そういうふうになつた場合に、一応裏面はともかくとして、表向きのこの土地収用法のねらいというのは、そういう、いわゆるほんとうの公共事業のために問題を解決するのだ、土地を収用するのだというたてまえになつていふ。だから、そのたてまえにのつとつて話を進める場合に、地価の高騰ということが大きな理由になつていふので、地価の高騰がなければ収用法の必要もないことになるわけですが、提案理由によると、そうすると地価の高騰は一体どこに原

因があるか。さつき春日さんは土地はほうつておいても値が上がる、こういうふうになつてしまつたけれども、清水さんの話によると、地価の高騰は世界一だと。地価の点では日本はまさに先進国だ。そうすると世界じゅうどの国でもほうつておいても地価が上がるというのじゃないかと、まあそういう国もあるかもしれないけれども、日本の場合は特別に値上がり激しい原因は一体何か。その原因の究明をして原因を排除しなければ、問題は根本的に解決できないんじゃないかと、こういうふうな考えられるんですがね。その原因なり、その対策なりというのはいくらも向けていつたらいいのかという点を、清水さんからお話をお伺ひしたい。

○参考人(清水八郎君) 問題がほかのほうへ移つてまいりました。地価の高騰の原因といふような問題になつたわけですが、これはもう結局は地価が下がれば何でもないわけですが、安定すれば、こうなつた理由は、先ほど私が申し上げておりますように、国家が土地に対する何らの手も打つてないからなんです。黙つていけば上がります。農民がどうであつたから上がるのじゃなくて、先ほどから言つたように、土地がまるで放任されている。よその国ではかなり私権が制限されているわけですね。最後は国王のものであるというふうな意見のもとになつていく。戦前は国家が上から押さえていたわけですね。取ろうと思へば簡単に取れた。それが戦後は国家の権力がなくなつてしまつたから、つまり地主が領主になつてしまつた。領土の主権者になつた。それをそのままにして、しかも制度が先ほどここに書いたような地主を守る制度になつた。土地は絶対のものである。これを持てれば絶対いんだ。財産三分法だ何だといつて、とにかく財産として最大なものである。それを守つていた理由というものがあつたわけですから、それによって国家が成り立つていたのですから。それから地租を取り立てて明治政府が成り立つていた。だからそれ

を保護する理由もあつたわけですが、いまはその理由が全然なくなつたわけだ。だから、地主を保護すれば国家は栄えるということじゃないんです。そういつたような地主は絶対に手を出せないというものは、何もどこにも法律に書いてないにもかかわらず、これは明治以来の慣習であり、通念であり、みんながその魔術にひつかかちやうっているわけですね。その魔術からいま目ざめればいいわけだ。要するに土地の制度というものを、先ほど言つたように土地はだれのもの、何のために存在するといった国土基本法といったようなもの、これは資本家にあれするものでも何でもない、国民のためになるような制度というものを全然手をつけないで、おくら、おくらでもちよんでも土地を持っておれば億万長者になれた。だから大衆が悪いのでもなければ地主が悪いのでもない、悪人でもない、それを放置しておいたやうな政治が、私は悪いのだと思ひます。

○瀬谷英行君 清水さんの先ほどの御意見の中で、まあ賛成ではあるけれども要するになまぬるい、それでなまぬるいけれども、やらないよりいい、簡単に言えばですね。そういうお話だ。どがどういふ点がなまぬるいのか。そのなまぬるい点は、あなた自身のお考えによれば、ほんとうならばどうしたらいい、このように考へているとか、その点をお聞かせ願ひたい。

○参考人(清水八郎君) 旧法は先ほどから繰り返して言つておりますように、地主サイドになつてゐる、それを起業者サイドに立つてゐる点で前進すけれども、それじゃ起業者のためにほんとうになつてゐるかと申しますと、事業認定時に地価を押えたことはいんですけれども、そのあとに旧法の地主に遠慮してか周辺の近傍の地価の値上がり、それをいろいろ修正してプラスアルファするんだというやうなことを、どうしてつけなければならぬのかという事です。そういう点がやはり非常に地主に遠慮してゐるということですね。

たじやなくて、ごね損となるやうな制度に積極的にかゝなければいけない、こういう点が出ていないと思ひます。もつと強い立場に立つていいと思ひます。先ほど春日さんは千葉なんかのまわりの地主が、自分のものにならないで、そうして大企業にみんなとられてしまつたという……。

○春日正一君 漁民です。

○参考人(清水八郎君) 漁民はたいへんな補償金をもらひました。私たち何も持たない者にとつては想像つかない金をもらつてゐるわけだ。それじゃ近傍の土地はいまどうなつてゐるかという、ほとんどが農民の地所であつたわけですね。それがまた私たち土地を持たない者から見れば、ばく大な金になつてゐます。それを使い方が悪いから、一夜にしてすつてしまつた人もありますけれども、それは使い方が悪いのであつて、われわれ持たない者で持つてゐる者とは、もう格段の格差ができてしまつてゐることは事実でございます。それじゃ工業用地というものが、それが大資本家に取りつてゐるといふのも、新しい国士がそれによつてその土地を基本にしてまた地価を上げたりしてゐるかといふと、そういうことはしてゐない。それは利用してゐるから私は土地が利用される者に渡さるゝといふ考え方です。十分利用してゐると思ひます。で企業というものは初めから国民をやつてゐるために企業をしてゐるのではなくて、やはり企業というものは公器である、昔の資本主義とはだいぶ違つてきてゐると思ひます。ですから、やることなすこと全部それが資本家のためになつてゐるのだといふやうな単純な見方というものは、これはいけないんじゃないか、もうそろそろ修正しなければいけないんじゃないかと思ひます。

○瀬谷英行君 個人の私権の制限といふことが、地価対策の場合でしばしば問題になつてゐるでしよう、予算委員会なんかでも。きよの總理の答弁もさうですけれども、私権と公共の福祉との調和をはかることが大事だといふことを言つておつた。總理も建設大臣も似たやうなことをおつ

しやつてゐるけれども、そのことば自体はそのとおりだと思ひます。私権と公共の福祉との調和をはかる、ことば自体はもつとも話だけれども、しかし裏返して考へてみると、あたりまえのことなんです。ふろに入る場合の湯かげんはぬるくもなければ熱くもないようにしたほうがいいというのと、同じことなんです。どのくらいがいい湯かげんかといふことを具体的に言わない、いままで。それではやはり回答にならない。だからこういう問題に対しては、私権の制限、個人の土地所有といふものを具体的に何万坪も持つてゐて、そうしてそれを売買する、あるいは土地そのものを預金通帳のかわり、あるいは株券のかわりに土地を持つてゐて、そうしてこの値上りを待つて売つてもうけるといふ、証券のかわりにするといふふうなことができないようにしないことには、問題は根本的には解決しないんじゃないか、こういう気がするわけだ。そういう場合の私権の制限といふものはどの程度必要か、これは思ひ切つて打ち出すとすれば、たとえば外国なんかの例で言へば、社会主義國の場合と資本主義國の場合と違ふかと思ふけれども、こういう公共用地取得難のために私権の制限をしてゐるというやうな例があるのか。日本で採用するとすれば、どういふ方法がよろしいとお答えになりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(清水八郎君) 私権の制限と公共の福祉の調和の問題ですが、私は先ほどから申してゐるやうに、こういうものを私権と考へていいかどうかといふことなんです。土地といふものをいままでのやうな絶対的な私権と考へるならば、近代國家は成り立たないじゃないか。特に土地のやうなものは、絶対この土地はおれのものである、動かしがたいものであるといふやうな絶対的な私権はあつてはならないと思ひます。先ほど言つたやうに、土地の上の価値といふものは、ほとんどが社会分なんですね。そういうものまで私権だといふと出るところに問題がある。つまり

國家が私権として守らなければならぬのは、労働の成果、努力して獲得したもの、非常に努力して獲得したものは、それは國家が大いに守つてやらなければいけない。もちろんこの土地の上にあるところのさまざまな価値といふものは、ほとんどが現在はおも自分のあれでなく先祖伝来の土地であつて、偶然のものであつて、自分の努力で得たものではない。そういうものを私権だ私権だと言つて振り回すのは問題である、そういうのは公共に返すべきではないか、こう思つておつた。じゃあ実際にどういふふうにするかといふやうな問題だつたやうですけれども、具体的に私が先ほどから申してゐますやうに、土地所有に対しては利用の義務といふものを強くつける。私有を許すといふのはたいへんな責任を負わされるのである。こういうものををうまく国土基本法の中に入れていく。利用の義務制度、それから責任を負つてゐることになるから、市街地開発地域といふことになつたら、そこで農業やつてゐるといふことは計画に沿つた利用じゃないから、未利用税を取られるのは当然だ、遊ばしておけば空閑地税を取られるのは当然だといふことになる。外国ではどうかと申しますと、いろいろ國によつて違ふでしょうけれども、外国の場合では、地価といふ概念がないやうですね。地価といふ概念は日本だけだ。土地だけが利用を離れて売られてゐるといふことはあり得ないことなんです。土地といふものは利用と一体となつて、上も下も一体となつて売買される。家を不動産として売られる、そのために下に場所があるのだ。ところが日本の場合にはこれだけが遊離してしまつて売買される。こゝなつた根本原因は、日本の場合には風土的に言つても木の家が中心になつてゐるから、上も下も一緒で賣られてしまつてだめだ。土地だけが価値があるのだ。西洋は石でできてゐるから、初めから石のほうの上ものほうを重要視して、何十年も何百年もつとつと、そういうことから来てゐると思ひますけれども、土地は利用と一体となつてゐるのだといふ、こういうものが日本では

欠けてしまっているから、ここで利用制度というものをぐっと一歩進めれば、土地問題のかんりの部分は解決するのじゃないかと考えております。

○瀬谷英行君 最後に飯沼参考人にお伺いしますけれども、清水参考人の話は、この程度のことでは少しなまぬい、こういうふうにおっしゃっていらっしゃる。飯沼参考人としては、なまぬいというふうにお考えになるのか、まあまあ適当であるというふうにお考えになるのか、大ざっぱに言ってしまうという点ひとつ……それからこういう方法、この土地収用法自体が地価の値上がりに対するきめ手にはなるまいという気がする、いうなれば蚊と線香程度のものじゃないか。やぶや水たまりをそのままにしておいて、蚊と線香を一つ燃やすやつを二つ燃やす程度の効果はあるかもしれないけれども、根本的には問題の解決策にならない気がする。根本的に解決策を講ずるということになれば、ある程度私権の制限ということを考へなければならぬだろう。これは先ほど清水参考人からお伺いしたところでもあるのですが、もし私権の制限ということがいろいろむずかしいとしても、道路の周辺であるとか、鉄道の周辺であるとか、駅の近辺であるとか、明らかにこれは公の用に用いるような場所は、これは個人の私有地ということ許さないで公の、国のものとするか地方自治体のものにするかは別として、公の所有とする、こういうような方法でも講じないことには、なかなか地価の問題は解決をしないんじゃないかという気がするけれども、その程度の制限というものはやはり考えたほうがよろしいと思つていらっしゃるかどうか。都市計画について相当の権威であると思われまので都市計画の点から、見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(飯沼一省君) この改正案がなまぬいかどうかというお話でしたが、私はやはりこういうものは一歩飛びにくいべきものでなく、一歩一歩前進していくのが、適当な方法ではないかと思つております。したがって、今日の時点においてこの程度の改正がけつこうではないかと

思つております。

それから地価の問題についての根本問題のお尋ねでございますが、私は地価の問題は、結局人口配分の問題がひとつありはしないか。ある特定の場所にむやみにたくさん人間が集まってくるのをそのままに放任しておきましたのでは、非常な地価の値上がりというものが、急激な値上がりが出てくる、この点について手当てをしなければならぬことが一つ。それからもう一つは、土地に対する統制ですね、土地の統制、これが一方において必要だと思つて、土地に対する統制がありませんければ、人口集中と相まって、一局部に非常な値上がりを生ずるということは、これはもう自然の勢いだと思つてありまして、いろいろの方面から国策として人口配分の問題を考え、土地を統制する問題を考えなければならぬと思つておるわけでございます。

それから特別な土地についての問題、駅前であるとか、その他のお話がございました。私は市町村が土地を所有するということは、たいへんいい方法だと思つております。できる限り手に入る土地があったならば、市町村はできるだけ私にはたくさんそういう面積の土地を手に入れるべきだと思ふのでありまして、かつてドイツの都市計画がいへんうまうまといつておつた理由として、半分もしくは半分近くまでその市の区域内の土地を所有しておる例が非常にたくさんありました。これがドイツの都市計画の非常にうまうまといつた例だということをお聞きされております。おそろくいまでもそうであらうと思つておりますが、先年私たとえばウィーンでありますとか、チューリッヒなどに参りまして聞いて見たときに、非常にたくさん面積を持っております、周辺に市が、これが一面において都市計画を容易ならしめ、同時にそれがまた市内の地価をひとつ統制する動きをしておるのではないかと思います。御承知のイギリスの大都市、あれは土地は全部公のものです。個人の所有を原則として許しておりません。これが都市計画をたぐみにやり得る理由だと私は考えておりますが、

できるならば市が土地を持つことはたいへん私にけつこうなことだと思つております。

それから先ほど清水さんからイギリスの土地は結局において、究極においてキングのものもしくはクイーンのものだというお話がございました。私はこの間ロンドン大学のロブソン教授が見えたときに、イギリスでは土地というものは、結局国王もしくはクイーンのものだという話を聞き、一体法律的に言つたらどういふことかといつて尋ねてみました。そうしたらロブソン教授は、それは公共のために必要があれば、いつでもそれを公共のために使うことができるという意味にはかならないと、この説明しておりました。別に国王もしくはクイーンのものだといふことではないらしいのであります。そうだとすれば、日本でも土地収用法の制度を完備することによって、日本の土地も日本の国土も国のものだと言つて差しつかえないのではなからうか、必要があればいつでもそういうものを収用できるという制度を持つことによつてですね、といううな、昔から日本にも普天の下王土にあらざるはなく、率土の濱王臣にあらざるはなしといふことがありますが、ものは考えようで、そういうふうには解釈すれば、日本の国土もまたこれだといふのではなからうか。要は、収用法の制度をまず完備していく。と申しましたも、先ほどから国民の利益はどうでもよい、ただ公共事業だけなければいいという意味では決してございませぬが、両者たぐみに調和することはよつて、われわれの目的を達し得るのではなからうかというふうにお考えしております。

○小山邦太郎君 一点だけ。大体お話を伺つて、現在の収用法よりはこの収用法が、公共事業を進める上において非常に役立つ、その上にね得るなぐすという点にも、私は非常に効果的だと思つてますが、ただ一点、その収用についてさっきの御質問で、同じ面積を持つておつても、その所有者がどれだけ利用しているかという利用度をやっぱり考えないで、単純にただ近所の土地の評価だけを押し切るといふのはいかぬじゃないか。たとえ

ば、私はここに家を建てようと思つて買ったんだ、ところがそれがかかったんだ、値段をかれこれ言ふんじやないが、これと同じような適当な所を見つけてくれと言へば、値よりはむしろその目的を達するようにしてやるのが、収用法を適用する場合にも大事じゃないか。もう一つは、営業しておつて、その人はそこから利益をこれだけ生んでいるのだ、ほかに売ればその利益はなくなつちやうといううなことは、たとえどんなに法律であつても、それはある特定の人に負担をかけ過ぎはしないか、これらはどういふふうな緩和するか、これらの点を収用法適用の上にひとつ考慮をわすれられない。いままでは収用法がただ時期をかまわないでございまして、道はよくできた、地価はおのずから上がった、上がったところ

にもつていつて適用する、こんなばかげた現在の収用法というものはない。これをひとつ改正するのは当然のことだ。しかしながら、今度は収用の機会が多くなるのですから、多くなつたときに、それも相手方に対する評価の標準というものを、利用度というものを考へてやらなければいかぬじゃないかといふことを私は思つたわけですが、なぜならば、土地を持つてゐる人には利用の責任があるんだ、利用しないようなやつはどこかに持つていけ、だれが使つてもいいんだと言つてもいいと思ふ。かつて戦争中に山を切つたものは必ず植へなければいかぬ、植へないようならば、ほかの人が植へてもいいというくらい法律をこしらへたんです。あれは私がこしらへたんです。ところが社大党さんも賛成してくれ、私は憲政会であつたが、社大党はもちろんだし、それから政友会も賛成した。時の政府はどうもそんなものができたたいへんだぞ、めんどろだぞといふことで、それをやるとときは、植へたときは土地を持つた人が責任を負つた以上、公の国家で負担しなさい、木を植へたといふことに対して、それは結局そこまではいかなかつたけれども、とにかく植へる費用の半分を国家負担してやる、こういううなことがあつたが、戦争で敗れてしまつてなくなつちやつ

た。土地を持っているということは、私の意思だけで動いているが、公のためにどうなるかということを考えてやるべきだという御意見は全然同感なんです。今度収用の機会がうんと多くなる、そうすると個人に不当な圧迫を加えてはいけませんが、利用度を考えてやる必要がある。その点はひとつ運営の上につき御研究をわずらわしたい、そうすれば私は賛成したい、これだけ申し上げておきます。

これは現在はどうです。現在はその利用度は考えておるのか、考えておらぬのか。

○参考人(飯沼一省君) 利用度と申しますのは、収用した土地をどう利用するかということですか。○小山邦太郎君 収用される人が現に利用している、その利用している人とまるで利用しない人と同じ評価でいいのか。

○参考人(飯沼一省君) それは、もし何かその上で営業しておるとすれば、営業に対する補償はいたします。農業をしておれば農業補償というものが考えられます。何も遊ばせておく土地に対しては、そういうものはありませんから。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑は、終了したものと認めます。参考人の方々には、御多用のところ、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

○委員長(藤田進君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

昭和四十二年七月豪雨による建設関係災害に関する実情調査のため、委員の派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の人选、派遣地、派遣期間等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十条のこの規定により、議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和四十二年七月二十四日印刷

昭和四十二年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局